

いい、リトルポンドと併せて「本残存株主」といいます。)との間で、(i) 本不応募合意株主(光通信グループ)が所有する当社株式の全て(所有株式数:2,532,400株、所有割合:19.46%。以下「本不応募株式(光通信グループ)」)について本公開買付けに応募しない旨、(ii) 本臨時株主総会において本不応募株式(光通信グループ)に係る本議決権行使を行うことに同意する旨、(iii) 本株式併合の効力発生の直前までに、株式会社光通信(以下「株光通信」といいます。)の連結子会社であるHTIOに対し、本不応募株式(光通信グループ)の一部(2,333,576株、所有割合:17.93%)について現物分配を実施すること(以下「本現物分配」といいます。)に合意する旨、(iv) HTIOが本現物分配を受けた当社株式の全て(2,333,576株、所有割合:17.93%)を当社が自己株式として取得することに合意する旨の契約(以下「本取引基本契約(光通信グループ)」)を締結したこと、③2026年6月30日、本公開買付けにおける買付予定数を8,211,375株(所有割合:63.10%)から5,678,975株(所有割合:43.64%)、買付予定数の下限を3,903,300株(所有割合:29.99%)から1,074,300株(所有割合:8.25%)、本公開買付け価格を1,332円から1,370円にそれぞれ変更することを決定し、法令に基づき、公開買付け期間を本日から起算して10営業日を経過した日にあたる2026年7月14日まで延長し、合計33営業日に変更すること(以下「本買付条件変更」といいます。)につき、本公開買付けに係る公開買付け届出書の訂正届出書を提出することとしたことに伴い、生じたものとなります。

本買付条件変更を受けて、当社取締役会は、本日、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議いたしました。

なお、変更箇所には下線を付しております。

記

2. 買付け等の概要

(変更前)

公開買付けの目的	完全子会社化
買付け等の期間	2026年5月29日(金曜日)から2026年7月 <u>9</u> 日(木曜日)まで(30営業日)
買付け等の価格	普通株式1株につき、金 <u>1,332</u> 円
買付予定数の上限	— (株)
買付予定数の下限	<u>3,903,300</u> (株) (注)

(注) 当該「買付予定数の下限」について買付け等を行った場合における公開買付者の買付け後の株券等所有割合(金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいい、その者に同条第1項第1号に規定する特別関係者がある場合にあつては、その株券等所有割合を加算したものをいいます。)は30.20%となります。なお、株券等所有割合の計算においては、当社決算短信に記載された2026年3月31日現在の当社の発行済株式総数(15,123,200株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(2,109,125株)及びBBT所有株式(役員向け)(90,000株)を控除した株式数(12,924,075株)に係る議決権の数(129,240個)を分母として計算しております。

(変更後)

公開買付けの目的	完全子会社化
買付け等の期間	2026年5月29日(金曜日)から2026年7月14日(火曜日)まで(33営業日)
買付け等の価格	普通株式1株につき、金1,370円
買付予定数の上限	—(株)
買付予定数の下限	1,074,300(株)(注)

(注) 当該「買付予定数の下限」について買付け等を行った場合における公開買付者の買付け後の株券等所有割合(金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいい、その者に同条第1項第1号に規定する特別関係者がある場合にあっては、その株券等所有割合を加算したものをいいます。)は64.37%となります。なお、株券等所有割合の計算においては、当社決算短信に記載された2026年3月31日現在の当社の発行済株式総数(15,123,200株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(2,109,125株)及びBBT所有株式(役員向け)(90,000株)を控除した株式数(12,924,075株)に係る議決権の数(129,240個)を分母として計算しております。また、当該「買付予定数の下限」について買付け等を行った場合における買付け後の株券等所有割合を、当社が2025年11月7日に提出した第27期半期報告書に記載された2025年9月30日時点の総株主等の議決権の数(129,851個)を分母として計算した場合には、64.07%(小数点以下第三位を四捨五入)となります。

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等

(1) 意見の内容

(変更前)

当社は、本日開催の取締役会において、下記「(2)意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

なお、当該取締役会決議は、下記「(3)公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(変更後)

当社は、2026年5月28日の取締役会において、下記「(2)意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

その後、当社は、公開買付者より本買付条件変更を行う旨の意向を示されたことを受けて、本買付条件変更について慎重に協議・検討を行った結果、2026年6月30日開催の取締役会において、下記「(2)意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議いたしました。

なお、上記いずれの取締役会決議も、下記「(3)公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(2) 意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

(変更前)

(前略)

今般、公開買付者は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場している当社株式の全て（但し、当社のその他の関係会社であり筆頭株主であるリトルポンドが所有する当社株式（4,712,700株、所有割合：36.21%）（以下「本不応募株式」といいます。）、BBT 所有株式（役員向け）90,000株（注1）及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社株式を非公開化し、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的とした取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

（中略）

本取引は、①本公開買付け、②本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けにより当社株式の全て（但し、本不応募株式、BBT 所有株式（役員向け）及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合に、当社の株主を公開買付者及びリトルポンドのみとすることを目的として当社が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第180条に基づいて行う当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）、③本株式併合の効力発生を条件として、当社が本不応募株式を自己株式として取得（以下「本自己株式取得」といいます。）（注2）するための資金及び分配可能額を確保することを目的とした（i）当社による公開買付者を引受人とする無議決権種類株式（注3）の第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といいます。）（注4）、及び（ii）会社法第447条第1項及び第448条第1項に基づく当社の資本金及び資本準備金の額の減少（以下「本減資等」といいます。）（注5）、並びに④本自己株式取得のそれぞれの手続により構成され、最終的に公開買付者が当社を完全子会社化することを企図しているとのことです。また、公開買付者が当社を完全子会社化した後、リトルポンドは、公開買付者親会社が実施する第三者割当増資（以下「本再出資」といいます。）を引受け（注6）、公開買付者を存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを予定しているとのことです。なお、本再出資後、リトルポンドによる公開買付者親会社への持分出資比率は20.00%となる予定であり、丸の内キャピタル3号ファンド及びリトルポンドとの間の本株主間契約（下記「（6）公開買付けに係る重要な合意」の「③本株主間契約（締結予定）」において定義します。以下同じです。）の締結を予定しているとのことです。本株式併合の詳細については、下記「（4）公開買付け後の組織再編等の方針」をご参照ください。

（注2）本自己株式取得は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性があります。当社株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付け（法第27条の22の2に定める公開買付けをいいます。以下同じです。）の対象となる「上場株券等」（法第24条の6第1項、令第4条の3）に該当しないため、公開買付者は、自社株公開買付けを実施しない予定とのことです。また、本自己株式取得の取得価格（株式併合前の当社株式1株当たり888円。以下「本自己株式取得価格」といいます。）は、（i）法人税法（昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。以下同じです。）に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用される法人であるリトルポンドが本自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額として計算される金額が、（ii）仮にリトルポンドが本公開買付けに応募した場合の本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（1,332円。以下「本公開買付価格」といいます。）の税引後手取り額として計算される金額と同額以下となるよう設定することにより、本公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させることを企図しているとのことです。なお、本自己株式取得の対価として当社からリトルポンドに対して支払われる金銭の総額のうち一部の金額については、①本自己株式取得時には支払わずに未払いの状態のまま維持すること（以下、かかる本自己株式取得の対価の未払分に係る当社のリトルポンドに対する債務を「本未払債務」といい、本未払債務に対応するリトルポンドの当社に対する債権を「本未払債権」といいます。）、②本未払債務を当社から公開買付者が引受け、更に当該債務を公開買付者から公開買付者親会社が引受け、及び③本再出資において、リトルポンドが本未払債務を引受けた公開買付者親会社に対して、本未払債権を現物出資することを本取引

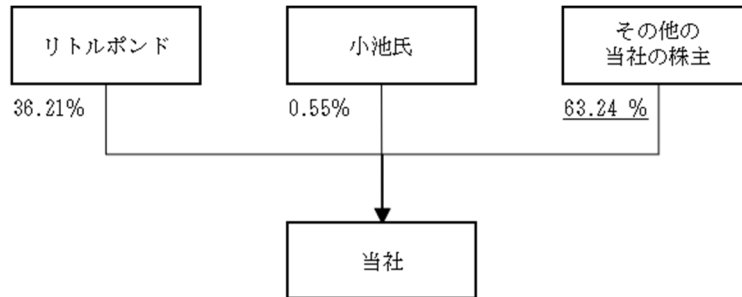
基本契約（以下において定義します。以下同じです。）で合意しているとのことです。

（中略）

現在想定している一連の本取引を図示すると大要以下のとおりです。

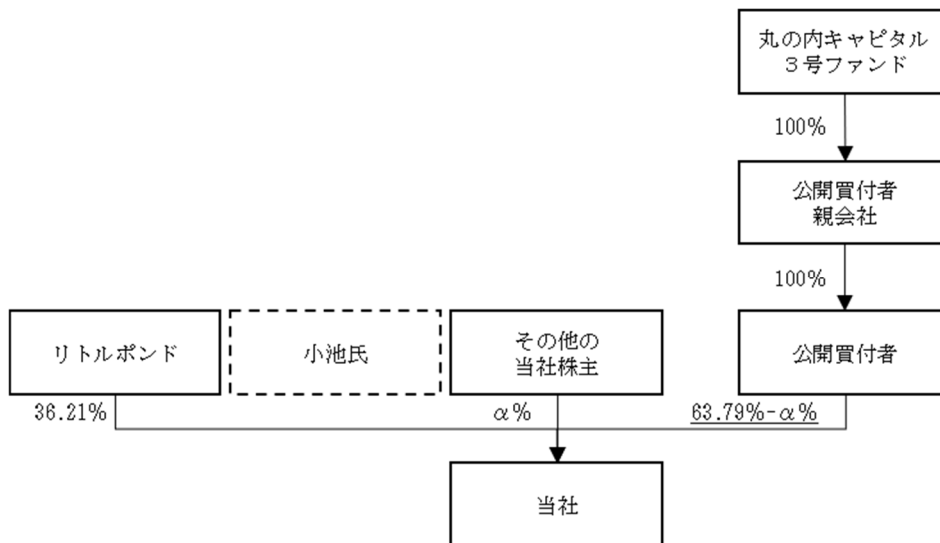
I. 本公開買付けの実施前（現状）

リトルポンドが当社株式 4,712,700 株（所有割合：36.21%）、小池氏が 71,700 株（所有割合：0.55%）、その他の株主が 8,229,675 株（所有割合：63.24%）を所有。



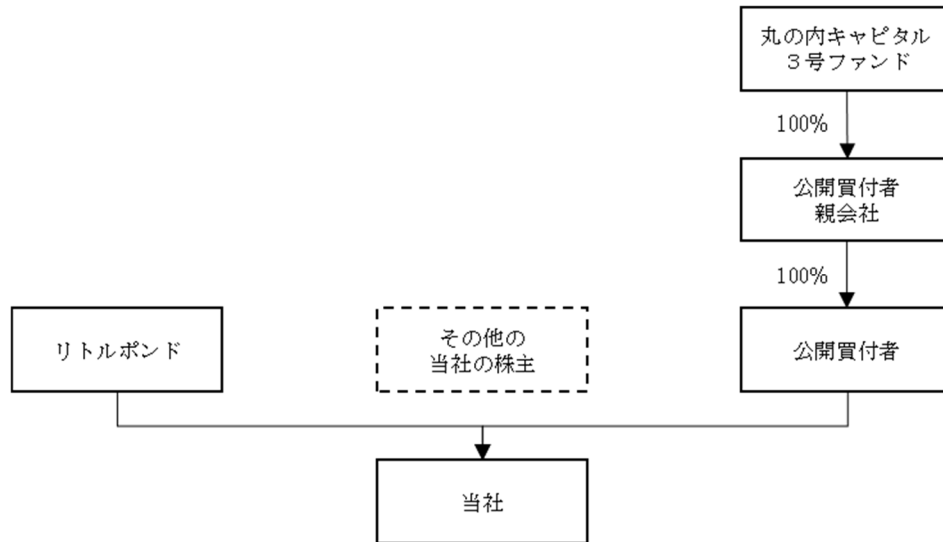
II. 本公開買付けの成立後（2026年7月頃を予定）

公開買付者が本公開買付けを実施。小池氏は、所有する当社株式を本応募契約（以下において定義します。）に基づき本公開買付けに応募。本公開買付けが成立し、公開買付者は当社株式を 3,903,300 株（所有割合：29.99%）以上取得。リトルポンドは、本取引基本契約に基づき引き続き当社の株主。



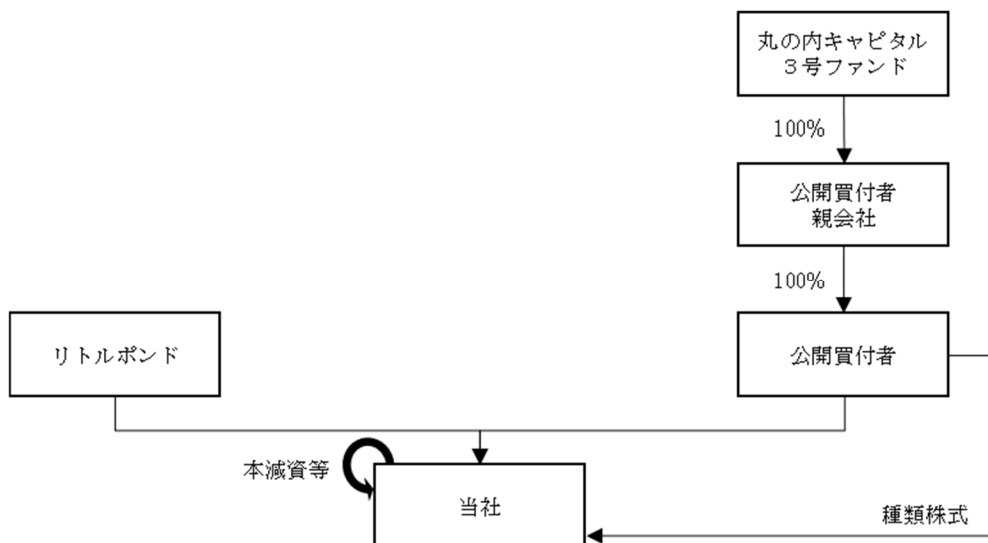
III. 本株式併合後（2026年9月頃を予定）

公開買付者は、本公開買付けにより当社株式の全て（但し、リトルポンドが所有する本不応募株式、BBT 所有株式（役員向け）及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、当社に対して本株式併合の手続の実行を要請。当社は本株式併合を行い、当社の株主は公開買付者とリトルポンドのみとなり、当社株式は上場廃止となる。



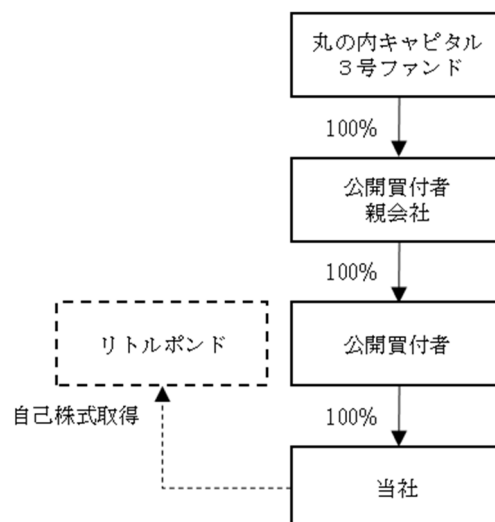
IV. 本第三者割当増資及び本減資等後（2026年9月頃を予定）

下記「V. 本自己株式取得後」に必要となる資金及び分配可能額を確保するために、当社は公開買付者を引受人とする種類株式の本第三者割当増資及び本減資等を実施（但し、本第三者割当増資は、本減資等のみで当社が本自己株式取得を行うための資金及び分配可能額を確保することが可能な場合には、実施しない可能性があるとのことです。）。



V. 本自己株式取得後（2026年9月頃を予定）

当社は、本第三者割当増資及び本減資等により確保した分配可能額を活用して、リトルポンドが所有する本不応募株式の全てを自己株式として取得（但し、本第三者割当増資は、本減資等のみで当社が本自己株式取得を行うための資金及び分配可能額を確保することが可能な場合には、実施しない可能性があるとのことです。）。



VI. 本再出資後（2026年9月頃を予定）

（中略）

VII. 本合併後（未定）

（中略）

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、本日付で、当社の筆頭株主であるリトルポンドとの間で、①本不応募株式の全てについて本公開買付けに応募しないこと、②本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会（下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」において定義します。）において本株式併合に関連する各議案に賛成すること、③本株式併合の効力発生を条件として、本自己株式取得のための資金及び分配可能額を確保することを目的とした本第三者割当増資、及び本減資等を行うこと（但し、本第三者割当増資は、本減資等のみで当社が本自己株式取得を行うための資金及び分配可能額を確保することが可能な場合には、実施しない可能性があるとのことです。）、④本不応募株式の全てを、本自己株式取得を通じて本自己株式取得価格で当社に売却すること、⑤本自己株式取得の対価として当社からリトルポンドに対して支払われる金銭の総額のうち一部の金額については、(i) 本自己株式取得時には支払わずに未払いの状態のまま維持すること、(ii) 本未払債務を当社から公開買付者が引受け、更に当該債務を公開買付者から公開買付者親会社が引受けること、及び(iii) リトルポンドが本未払債務を引受けた公開買付者親会社に対し、本未払債権を現物出資することにより本再出資を行うことを含めた、本取引に係る諸条件に合意し、かかる諸条件について定めた契約（以下「本取引基本契約」といいます。）を締結しているとのことです。また、公開買付者は小池氏との間で、公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、小池氏が所有する当社株式全て（71,700株、所有割合：0.55%）について本公開買付けに応募する旨の契約を締結しているとのことです。

本取引基本契約及び本応募契約の詳細につきましては下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「① 本取引基本契約」及び「② 本応募契約」をご参照ください。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を 3,903,300 株（所有割合：29.99%）に設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（3,903,300 株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。他方で、本公開買付けは当社株式を非公開化し、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的としておりますので、本公開買付けにおいて買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,903,300 株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

なお、買付予定数の下限（3,903,300 株）は、当社決算短信に記載された 2026 年 3 月 31 日現在の当社の発行済株式総数（15,123,200 株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（2,109,125 株）及び BBT 所有株式（役員向け）（90,000 株）を控除した株式数 12,924,075 株に係る議決権の数（129,240 個）に 3 分の 2 を乗じた数（86,160 個）から、本不応募株式（4,712,700 株）に係る議決権の数（47,127 個）を控除した議決権の数（39,033 個）に、当社の単元株式数である 100 株を乗じた数としているとのことです。かかる買付予定数の下限を設定したのは、公開買付者は、本公開買付けにおいて、当社株式の全て（但し、リトルポンドが所有する本不応募株式、BBT 所有株式（役員向け）及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、当社の株主を公開買付者及びリトルポンドのみとすることを目的とした本株式併合の実施を当社に要請する予定であるところ、会社法第 309 条第 2 項に規定する株主総会における特別決議が必要とされていること、また、BBT 所有株式（役員向け）については、株式給付信託の委託者である当社と受託者であるりそな銀行との間で締結されている信託契約において、（i）株式に対する公開買付けが行われる場合に関して特段の定めはなく、また、信託管理人による株式の取得及び処分に関する指図権の規定も存在しないことから、本公開買付けへの応募は想定されず、かつ、（ii）受託者は信託管理人の指図に基づき信託財産に属する当社株式の議決権を一切行使しない旨が規定されているため議決権を行使することが事実上想定されていないこと（注 7）を踏まえ、本株式併合の手続を確実に遂行すべく、本公開買付け成立後に公開買付者及びリトルポンドが当社の総株主等の議決権の数（但し、BBT 所有株式（役員向け）に係る議決権を除く。）の 3 分の 2 以上を所有することとなるようにするためとのことです。

（注 7）BBT 所有株式（従業員向け）については、株式給付信託の委託者である当社と受託者であるりそな銀行との間で締結されている信託契約において、（i）株式に対する公開買付けが行われる場合に関して特段の定めはなく、また、信託管理人による株式の取得及び処分に関する指図権の規定も存在しないことから、本公開買付けへの応募は想定されていないものの、（ii）受託者は信託管理人の指図に基づき信託財産に属する当社株式の議決権を行使する旨が規定されているため議決権を行使することが想定されていることを踏まえ、取得の対象としているとのことです。

（後略）

（変更後）

（前略）

今般、公開買付者は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場している当社株式の全て（但し、当社のその他の関係会社であり筆頭株主であるリトルポンドが所有する当社株式（4,712,700 株、所有割合：36.21%）（以下「本不応募株式（リトルポンド）」といいます。）、光通信㈱が所有する当社株式（151,200 株、所有割合：1.16%）、UH Partners 2 が所有する当社株式（1,018,100 株、所有割合：7.82%）、UH Partners 3 が所有する当社株式（148,200 株、所有割合：1.14%）、光通信KKが所有する当社株式（884,000 株、所有割合：6.79%）及びエスアイエルが所有する当社株式（330,900 株、所有割合：2.54%）（以下、光通信㈱、UH Partners 2、UH Partners 3、光通信KK及びエスアイエルを総称して「本不応募合意株主（光通信グループ）」といい、リトルポンドと併せて「本不応募合意株主」といいます。

また、本不応募合意株主（光通信グループ）が所有する当社株式の全て（所有株式数の合計：2,532,400株、所有割合の合計：19.46%）を「本不応募株式（光通信グループ）」といい、本不応募株式（リトルポンド）と併せて「本不応募株式」といいます。なお、本不応募株式の所有株式数の合計は7,245,100株、所有割合の合計は55.67%です。）、BBT所有株式（役員向け）90,000株（注1）並びに当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社株式を非公開化し、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的とした取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

（中略）

本取引は、①本公開買付け、②本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けにより当社株式の全て（但し、本不応募株式、BBT所有株式（役員向け）及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合に、当社の株主を公開買付者及び本残存株主のみとすることを目的として当社が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第180条に基づいて行う当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）、③本株式併合の効力発生を条件として、当社が、本不応募株式（リトルポンド）を自己株式として取得すること（以下「本自己株式取得（リトルポンド）」といいます。）（注2-1）、及びHTIOが本現物分配を受けた当社株式の全て（2,333,576株、所有割合：17.93%）（注4-2）を自己株式として取得すること（以下「本自己株式取得（光通信グループ）」といい、「本自己株式取得（リトルポンド）」と「本自己株式取得（光通信グループ）」を総称して「本自己株式取得」といいます。）（注2-3）のための資金及び分配可能額を確保することを目的とした（i）当社による公開買付者を引受人とする無議決権種類株式（注3）の第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といいます。）（注4）、及び（ii）会社法第447条第1項及び第448条第1項に基づく当社の資本金及び資本準備金の額の減少（以下「本減資等」といいます。）（注5）、並びに④本自己株式取得のそれぞれの手続により構成され、最終的に公開買付者が当社を完全子会社化することを企図しているとのことです。また、公開買付者が当社を完全子会社化した後、リトルポンドは、公開買付者親会社が実施する第三者割当増資（以下「本再出資」といいます。）を引受け（注6）、公開買付者を存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを予定しているとのことです。

公開買付者は、本株式併合の実効性を確保しつつ、本現物分配を受けるHTIOが本自己株式取得（光通信グループ）に応じることにより、HTIOにおいて、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、また、本自己株式取得価格（リトルポンド）（以下において定義します。）を変更しないことで、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の最大化を再考し、当社の一般株主の皆様へ配分をより多くすることを目的に、光通信㈱、UH Partners 2、UH Partners 3、光通信KK、エスアイエル及びHTIO（以下、総称して「光通信グループ」といいます。）との間で、本株式併合の効力発生の直前までに、本現物分配を行うことを合意しているとのことです。なお、本現物分配は、本不応募株式（光通信グループ）が所有する当社株式の一部をHTIOに集約し、HTIOの所有割合を高めることによって、本スクイーズアウト手続の効力発生日において、本残存株主以外に、本残存株主がそれぞれ所有する当社株式の数のうち最も少ない数以上の当社株式を所有する当社の株主が存在する可能性を可及的に下げ、本スクイーズアウト手続の安定性を高めることを目的としているとのことです。そして、①本自己株式取得（光通信グループ）の取得価格（株式併合前の当社株式1株当たり1,233円。以下同じです。以下「本自己株式取得価格（光通信グループ）」といいます。）は、（i）法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用される法人であるHTIOが本自己株式取得（光通信グループ）に応じた場合の税引後手取り額として計算される金額が、（ii）仮にHTIOが本公開買付けに応募した場合の本公開買付価格（1,370円）の税引後手取り額として計算される金額と同額以下となるよう設定していること、②本不応募合意株主（光通信グループ）が所有する本不応募株式（光通信グループ）のうち、HTIOを除く本現物分配先（注2-2）（以下「その他出資法人」といいます。

す。)が本現物分配により取得する当社株式(198,824株、所有割合:1.53%)については、本株式併合による金銭交付の対象となることから、光通信グループが当社の一般株主と異なる利益を享受することはないとのことです。また、HTIOは、本日現在、当社株式を所有していませんが、UH Partners 2、UH Partners 3、光通信KK及びエスアイエルに出資を行っている無限責任組員であり、UH Partners 2、UH Partners 3、光通信KK及びエスアイエルとは、本現物分配の実施する日以前1年以上継続して形式的基準による特別関係者(法第27条の2第7項第1号、令第9条)に該当することから、本現物分配は、法第27条の2第1項但書、及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項に定める適用除外買付け等として行うことを予定しているとのことです。

なお、本再出資後、リトルポンドによる公開買付者親会社への持分出資比率は20.00%となる予定であり、丸の内キャピタル3号ファンド及びリトルポンドとの間の本株主間契約(下記「(6)公開買付けに係る重要な合意」の「③本株主間契約(締結予定)」において定義します。以下同じです。)の締結を予定しているとのことです。本株式併合の詳細については、下記「(4)公開買付け後の組織再編等の方針」をご参照ください。

(注2-1) 本自己株式取得(リトルポンド)は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性があります。当社株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付け(法第27条の22の2に定める公開買付けをいいます。以下同じです。)の対象となる「上場株券等」(法第24条の6第1項、令第4条の3。以下同じです。)に該当しないため、公開買付者は、自社株公開買付けを実施しない予定とのことです。また、本自己株式取得(リトルポンド)の取得価格(株式併合前の当社株式1株当たり888円。以下「本自己株式取得価格(リトルポンド)」といいます。)は、(i)法人税法(昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。以下同じです。)に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用される法人であるリトルポンドが本自己株式取得(リトルポンド)に応じた場合の税引後手取り額として計算される金額が、(ii)仮にリトルポンドが本公開買付けに応募した場合の本公開買付価格(1,370円)の税引後手取り額として計算される金額と同額以下となるよう設定することにより、本公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させることを企図しているとのことです。なお、本自己株式取得(リトルポンド)の対価として当社からリトルポンドに対して支払われる金銭の総額のうち一部の金額については、①本自己株式取得(リトルポンド)時には支払わずに未払いの状態のまま維持すること(以下、かかる本自己株式取得(リトルポンド)の対価の未払分に係る当社のリトルポンドに対する債務を「本未払債務」といい、本未払債務に対応するリトルポンドの当社に対する債権を「本未払債権」といいます。)、②本未払債務を当社から公開買付者が引受け、更に当該債務を公開買付者から公開買付者親会社が引受けること、及び③本再出資において、リトルポンドが本未払債務を引受けた公開買付者親会社に対して、本未払債権を現物出資することを本取引基本契約(リトルポンド)(以下において定義します。以下同じです。)で合意しているとのことです。

(注4-2) 本現物分配による分配先は以下を予定しているとのことです。

		本現物分配元 (所有する当社株式の数)			
		光通信KK (884,000 株)	U H P a r t n e r s 2 (1,018,100 株)	U H P a r t n e r s 3 (148,200 株)	エスアイエル (330,900 株)
本現物分配先	HTIO	866,320株	997,738株	145,236株	324,282株
	株式会社オプタ	7,956株	9,163株	1,267株	2,574株
	株式会社UH5	884株	1,018株	215株	735株
	光通信(株)	8,840株	0株	0株	0株
	株式会社UH P a r t n e r s 2	0株	10,181株	0株	0株
	株式会社UH P a r t n e r s 3	0株	0株	1,482株	0株
	株式会社エスア イエル	0株	0株	0株	3,309株

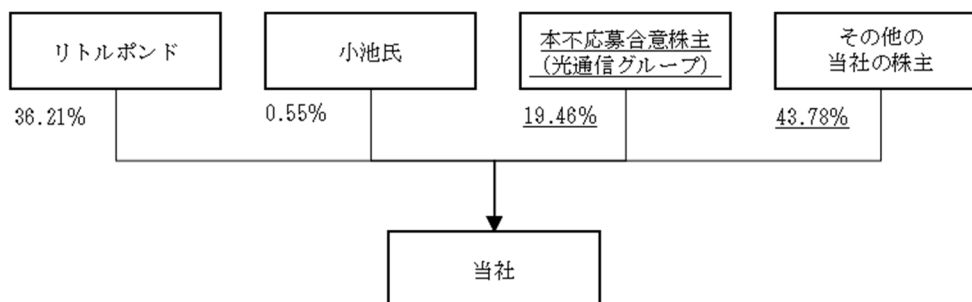
(注2-3) 本自己株式取得(光通信グループ)は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性があります。当社株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付けの対象となる「上場株券等」に該当しないため、公開買付者は、自社株公開買付けを実施しない予定とのことです。また、本自己株式取得価格(光通信グループ)は、(i) 法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用される法人であるHTIOが本自己株式取得(光通信グループ)に応じた場合の税引後手取り額として計算される金額が、(ii) 仮にHTIOが本公開買付けに応募した場合の本公開買付価格(1,370円)の税引後手取り額として計算される金額と同額以下となるよう設定することにより、本公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させることを企図しているとのことです。

(中略)

現在想定している一連の本取引を図示すると大要以下のとおりです。

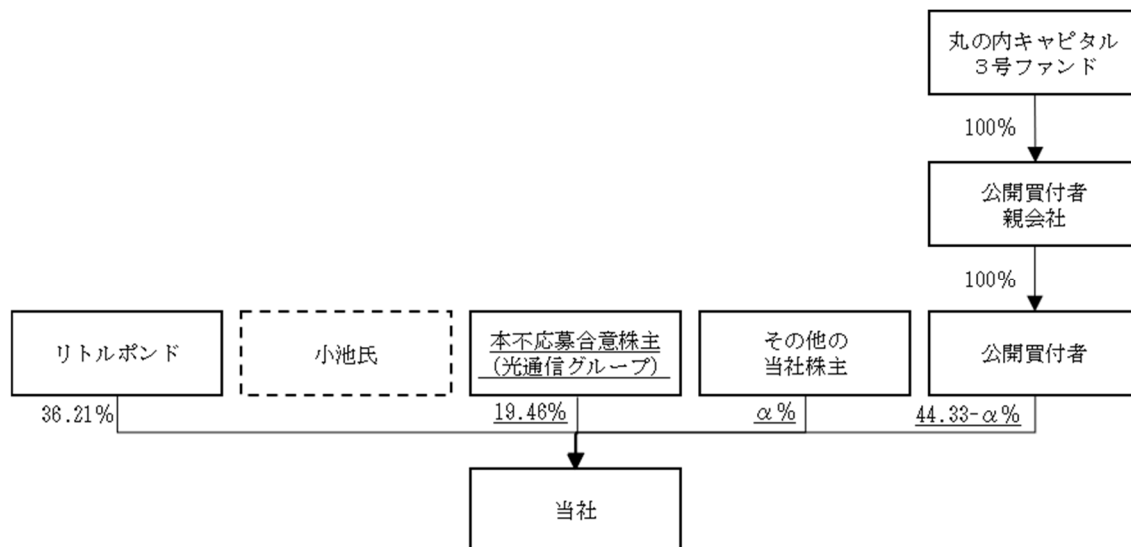
I. 本公開買付けの実施前(現状)

リトルポンドが当社株式 4,712,700 株(所有割合: 36.21%)、小池氏が 71,700 株(所有割合: 0.55%)、本不応募合意株主(光通信グループ)が 2,532,400 株(所有割合: 19.46%)、その他の株主が 5,697,275 株(所有割合: 43.78%)を所有。



II. 本公開買付けの成立後（2026年7月頃を予定）

公開買付者が本公開買付けを実施。小池氏は、所有する当社株式を本応募契約（以下において定義します。）に基づき本公開買付けに応募。本公開買付けが成立し、公開買付者は当社株式を1,074,300株（所有割合：8.25%）以上取得。本応募合意株主は、本取引基本契約（以下において定義します。以下同じです。）に基づき引き続き当社の株主。

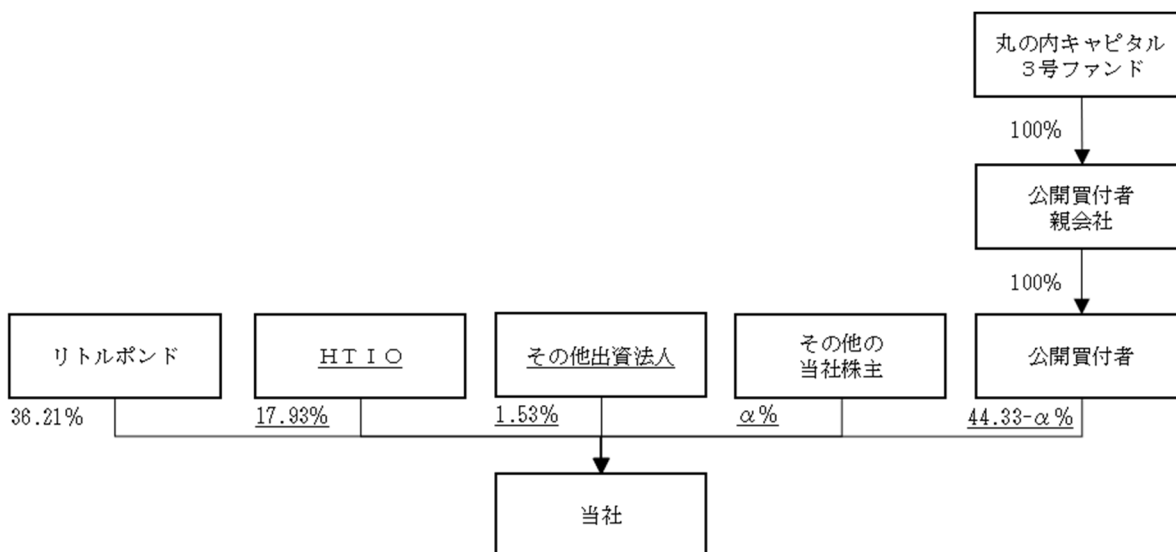


III. 本臨時株主総会の実施（2026年9月頃を予定）

公開買付者は、本公開買付けにより当社株式の全て（但し、本応募合意株主が所有する本応募株式、BBT 所有株式（役員向け）及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、当社に対して本株式併合の手続の実行を要請し、本臨時株主総会を実施。

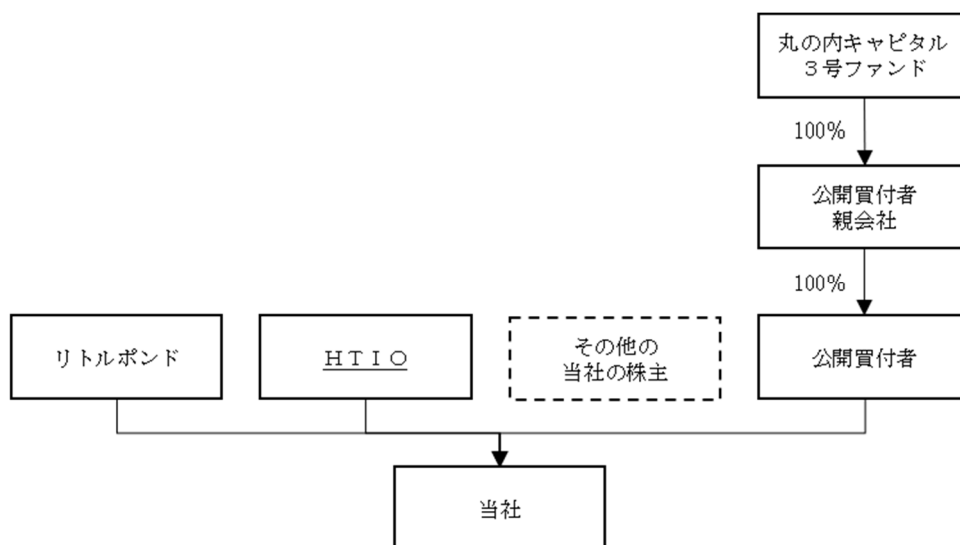
IV. 本現物分配後（2026年9月頃を予定）

光通信グループは、本臨時株主総会の決議及び当社株式の上場廃止後、本株式併合の効力発生の前までに本現物分配を実施。



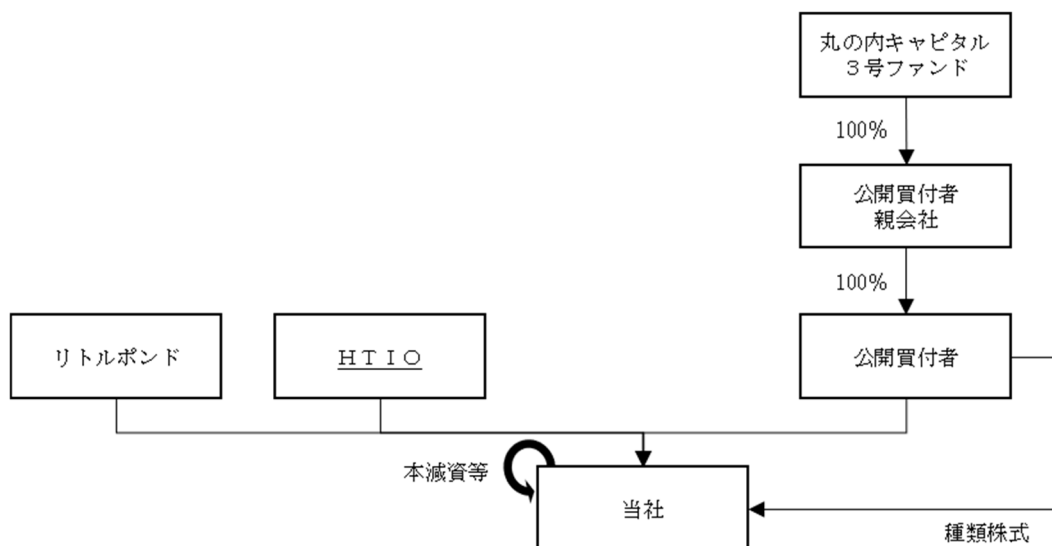
V. 本株式併合の効力発生後（2026年9月頃を予定）

本臨時株主総会の決議に基づく本株式併合の効力発生により、当社の株主は公開買付者及び本残存株主となる予定。



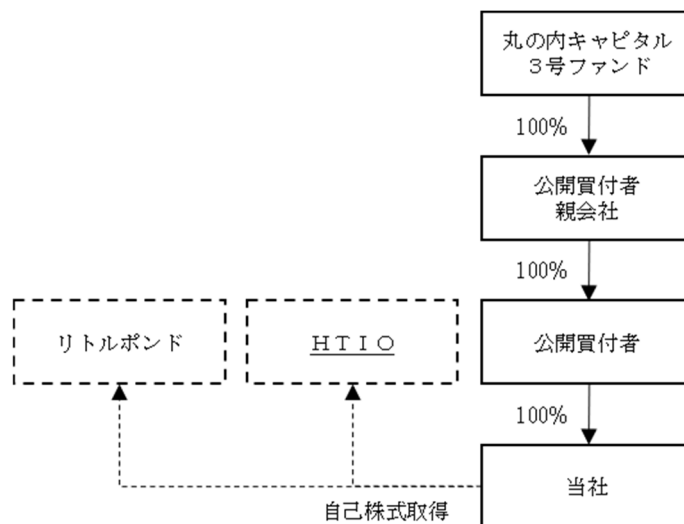
VI. 本第三者割当増資及び本減資等後（2026年9月頃を予定）

下記「VII. 本自己株式取得後」に必要な資金及び分配可能額を確保するために、当社は公開買付者を引受人とする種類株式の本第三者割当増資及び本減資等を実施（但し、本第三者割当増資は、本減資等のみで当社が本自己株式取得を行うための資金及び分配可能額を確保することが可能な場合には、実施しない可能性があるとのことです。）。



Ⅶ. 本自己株式取得後（2026年9月頃を予定）

当社は、本第三者割当増資及び本減資等により確保した分配可能額を活用して、本残存株主が所有する当社株式の全てを自己株式として取得（但し、本第三者割当増資は、本減資等のみで当社が本自己株式取得を行うための資金及び分配可能額を確保することが可能な場合には、実施しない可能性があるとのことです。）。



Ⅷ. 本再出資後（2026年9月頃を予定）

（中略）

Ⅸ. 本合併後（未定）

（中略）

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、本買付条件変更を踏まえて、2026年5月28日付で、当社の筆頭株主であるリトルポンドとの間で締結した取引基本契約に規定していた条件の一部を変更するために、2026年6月30日付で改めて、①本不応募株式（リトルポンド）の全てについて本公開買付けに応募しないこと、②本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会（下記「（4）公開買付け後の組織再編等の方針」において定義します。以下同じです。）において本株式併合に関連する各議案に賛成すること、③本株式併合の効力発生を条件として、本自己株式取得のための資金及び分配可能額を確保することを目的とした本第三者割当増資、及び本減資等を行うこと（但し、本第三者割当増資は、本減資等のみで当社が本自己株式取得を行うための資金及び分配可能額を確保することが可能な場合には、実施しない可能性があるとのことです。）、④本不応募株式（リトルポンド）の全てを、本自己株式取得（リトルポンド）を通じて本自己株式取得価格（リトルポンド）で当社に売却すること、⑤本自己株式取得（リトルポンド）の対価として当社からリトルポンドに対して支払われる金銭の総額のうち一部の金額については、（i）本自己株式取得（リトルポンド）時には支払わずに未払いの状態のまま維持すること、（ii）本未払債務を当社から公開買付者が引受け、更に当該債務を公開買付者から公開買付者親会社が引受けること、及び（iii）リトルポンドが本未払債務を引受けた公開買付者親会社に対し、本未払債権を現物出資することにより本再出資を行うこと、⑥当該取引基本契約の締結をもって、2026年5月28日付で公開買付者とリトルポンドとの間で締結していた取引基本契約を合意解除することを含めた、本取引に係る諸条件に合意し、かかる諸条件について定めた契約（以下「本取引基本契約」といいます。）を締結しているとのことです。また、公開買付者は小池氏との間で、公開買付応募契約

(以下「本応募契約」といいます。)を締結し、小池氏が所有する当社株式全て(71,700株、所有割合:0.55%)について本公開買付けに応募する旨の契約を締結しているとのことです。

公開買付者は、2026年6月30日付で、本法定相続人から、小池尚子氏(故人)が所有していた本相続株式(296,600株、所有割合:2.28%)について、遺産分割協議中であるところ、本相続株式の全てについて本公開買付けに応募しない旨、本臨時株主総会において、本議決権行使を行う旨の誓約書(以下「本誓約書(法定相続人)」といいます。)の提出を受けているとのことです。

また、公開買付者は、2026年6月30日付で、本不応募合意株主(光通信グループ)及びHTIOとの間で、①本不応募株式(光通信グループ)の全てについて本公開買付けに応募しないこと、②本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会において本株式併合に関連する各議案に賛成すること、③本臨時株主総会及び当社株式の上場廃止後、本株式併合の効力発生の直前までに、本現物分配を実施すること、④HTIOが本現物分配を受けた当社株式の全て(2,333,576株、所有割合:17.93%)を当社が自己株式として取得することに合意する本取引基本契約(以下、「本取引基本契約(光通信グループ)」といい、「本取引基本契約(リトルポンド)」を総称して「本取引基本契約」といいます。)を締結しているとのことです。

各契約の詳細につきましては下記「(6)公開買付けに係る重要な合意」の「①本取引基本契約」及び「②本応募契約」をご参照ください。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を1,074,300株(所有割合:8.25%)に設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(1,074,300株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。他方で、本公開買付けは当社株式を非公開化し、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的としておりますので、本公開買付けにおいて買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,074,300株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

なお、買付予定数の下限(1,074,300株)は、当社決算短信に記載された2026年3月31日現在の当社の発行済株式総数(15,123,200株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(2,109,125株)及びBBT所有株式(役員向け)(90,000株)を控除した株式数12,924,075株に係る議決権の数(129,240個)に3分の2を乗じた数(86,160個)から、本不応募株式(7,245,100株)に係る議決権の数(72,451個)及び本相続株式(296,600株)に係る議決権の数(2,966個)(注7)を控除した議決権の数(10,743個)に、当社の単元株式数である100株を乗じた数としているとのことです。かかる買付予定数の下限を設定したのは、公開買付者は、本公開買付けにおいて、当社株式の全て(但し、リトルポンドが所有する本不応募株式、BBT所有株式(役員向け)及び当社が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、当社の株主を公開買付者及び本残存株主のみとすることを目的とした本株式併合の実施を当社に要請する予定であるところ、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が必要とされていること、また、BBT所有株式(役員向け)については、株式給付信託の委託者である当社と受託者であるりそな銀行との間で締結されている信託契約において、(i)株式に対する公開買付けが行われる場合に関して特段の定めはなく、また、信託管理人による株式の取得及び処分に関する指図権の規定も存在しないことから、本公開買付けへの応募は想定されず、かつ、(ii)受託者は信託管理人の指図に基づき信託財産に属する当社株式の議決権を一切行使しない旨が規定されているため議決権を行使することが事実上想定されていないこと(注8)を踏まえ、本株式併合の手続を確実に遂行すべく、本公開買付け成立後に公開買付者及び本不応募合意株主が所有する議決権に、本相続株式に係る議決権を加算した議決権の数が、当社の総株主等の議決権の数(但し、BBT所有株式(役員向け)に係る議決権を除く。)の3分の2以上となるようにするためとのことです。

(注7)本誓約書(法定相続人)の提出を受け、買付予定数の下限から本相続株式の数を除いたとしても、本公開買付け成立後に公開買付者及び本不応募合意株主が所有する議決権に、本相続株式に係る議決権を加算した議決権の数が、当社の総株主等の議決権の数(但し、BBT所有株式(役員向け)に係る議決権を除く。)の3分の2以上となることが見込まれることが確認できたことから、買付予定数の下限を考慮するにあたって、本相続株式の数(296,600株(所有割合

合：2.28%)に係る議決権の数(2,966個)を控除しているとのことです。

- (注8) BBT 所有株式(従業員向け)については、株式給付信託の委託者である当社と受託者であるりそな銀行との間で締結されている信託契約において、(i) 株式に対する公開買付けが行われる場合に関して特段の定めはなく、また、信託管理人による株式の取得及び処分に関する指図権の規定も存在しないことから、本公開買付けへの応募は想定されていないものの、(ii) 受託者は信託管理人の指図に基づき信託財産に属する当社株式の議決権を行使する旨が規定されているため議決権を行使することが想定されていることを踏まえ、取得の対象としているとのことです。

(後略)

- ② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程
(変更前)

(前略)

このような分析・検討・当社との協議の結果等を踏まえ、2026年4月7日、丸の内キャピタル及び小池氏は、当社から開示を受けた本事業計画(下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」において定義します。)をはじめ、デュー・ディリジェンスを通じた各種資料開示等に基づいた当社の事業及び財務の状況の分析結果等の各種要素を総合的に勘案した上で、当社に対して、当社が2027年3月期の期末配当を行わないことを前提として、本公開買付価格を1,000円(提案日である2026年4月7日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値824円に対して21.36%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。)、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値849円(円未満を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。))に対して17.79%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値868円に対して15.21%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値854円に対して17.10%のプレミアム)、本自己株式取得価格を671円とする旨の初回提案を行ったとのことです。これに対して、2026年4月8日、当社及び本特別委員会(下記「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。以下同じです。)より、当該提案価格は、当社の企業価値及び一般株主の利益保護を重視する本特別委員会の立場に鑑み到底受け入れられない水準との理由から、本公開買付価格の引上げを要請する旨の回答を受領したとのことです。その後、丸の内キャピタル及び小池氏は、2026年4月14日、本公開買付価格を1,070円(提案日である2026年4月14日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値818円に対して30.81%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値840円に対して27.38%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値864円に対して23.84%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値853円に対して25.44%のプレミアム)、本自己株式取得価格を717円とする旨の第2回提案を行ったとのことです。これに対して、2026年4月15日、当社及び本特別委員会より、当該提案価格は、当社の企業価値及び一般株主の利益保護を重視する本特別委員会の立場に鑑み到底受け入れられない水準との理由から、本公開買付価格の引上げを要請する旨の回答を受領したとのことです。その後、丸の内キャピタル及び小池氏は、2026年4月21日、本公開買付価格を1,150円(提案日である2026年4月21日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値816円に対して40.93%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値830円に対して38.55%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値859円に対して33.88%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値853円に対して34.82%のプレミアム)、本自己株式取得価格を769円とする旨の第3回提案を行ったとのことです。これに対して、2026年4月22日、当社及び本特別委員会より、当該提案価格は、当社の企業価値及び一般株主の利益保護を重視する特別委員会の立場に鑑み依然として不十分であるとの理由から、本公開買付価格の引上げを要請する旨の回答を受領したとのことです。その後、丸の内キャピタル及び小池氏は、2026年4月27日、本公開買付価格を

1,200 円（提案日である 2026 年 4 月 27 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値 1,086 円に対して 10.50%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 847 円に対して 41.68%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 864 円に対して 38.89%、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 857 円に対して 40.02%のプレミアム）、本自己株式取得価格を 802 円とする旨の第 4 回提案を行ったとのことです。これに対して、2026 年 4 月 28 日、当社及び本特別委員会より、当該提案価格と当社株式の市場株価を対比したプレミアムは、直近の当社株式の市場株価の上昇を踏まえると、本取引に類似する非公開化を前提とした MBO 案件と比較して、十分とは言い難い水準との理由から、本公開買付価格の引上げを要請する旨の回答を受領したとのことです。その後、丸の内キャピタル及び小池氏は、当社株式の株価が従前に比して高いボラティリティで推移していることを踏まえると本公開買付価格の引上げの検討には時間を要すると判断したため、2026 年 5 月 7 日、当社及び本特別委員会に対し、本取引の公表時期を当初予定していた 2026 年 5 月 8 日から延期することが必要である旨、同月 15 日に、まずは 2026 年 5 月 21 日を本取引の公表日とすることを目指したい旨を伝えた上で、同月 19 日、本公開買付価格を 1,280 円（提案日である 2026 年 5 月 19 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値 1,034 円に対して 23.79%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 1,031 円に対して 24.15%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 908 円に対して 40.97%、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 883 円に対して 44.96%のプレミアム）、本自己株式取得価格を 854 円とする旨の第 5 回提案を行ったとのことです。なお、丸の内キャピタル及び小池氏としては当該提案価格には十分なプレミアムが加算されていると考えているものの、当社が 2026 年 5 月 8 日の引け後に「のれんの減損損失の計上および通期連結業績予想と実績との差異に関するお知らせ」（以下「当社業績差異プレスリリース」といいます。）を公表して以降、当社株式の市場株価が下落したことを踏まえ、当該提案価格の提案に際しては、当該公表がなされる前の当社株式の市場株価が確認できる直近の取引日である 2026 年 5 月 8 日を基準日とした場合の当社株式の市場株価に対してのプレミアムも考慮しており、具体的には、第 5 回提案に係る提案価格の 1,280 円は、2026 年 5 月 8 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値 1,133 円に対して 12.97%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 944 円に対して 35.59%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 888 円に対して 44.14%、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 871 円に対して 46.96%と十分なプレミアムを付した価格となっているとのことです。これに対して、2026 年 5 月 20 日、当社及び本特別委員会より、当該提案価格と当社株式の市場株価を対比したプレミアムは、直近の当社株式の市場株価の上昇を踏まえると、本取引に類似する非公開化を前提とした MBO 案件と比較して、十分とは言い難い水準との理由から、本公開買付価格の引上げを要請する旨の回答を受領したことから、同日、丸の内キャピタル及び小池氏は、前回同様に本公開買付価格の引上げの再検討には時間を要するため、当社及び本特別委員会に対し、本取引の公表日程についても再考する旨を伝え、翌 21 日に、2026 年 5 月 28 日を本取引の公表日とすることを目指したい旨を改めて伝えたところ、同月 22 日、当社から当該日程で各会議体等を調整する旨の回答を受領したとのことです。その後、丸の内キャピタル及び小池氏は、2026 年 5 月 27 日、本公開買付価格を 1,332 円（提案日である 2026 年 5 月 27 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値 1,044 円に対して 27.59%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 1,073 円に対して 24.14%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 923 円に対して 44.31%、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 893 円に対して 49.16%のプレミアム）、本自己株式取得価格を 888 円とする旨の第 6 回提案を行ったとのことです。なお、当該提案価格は当社が当社業績差異プレスリリースを公表した 2026 年 5 月 8 日を基準日とした場合の当社株式の市場株価に対してのプレミアムも考慮しており、具体的には、当該提案価格の 1,332 円は、2026 年 5 月 8 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値 1,133 円に対して 17.56%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 944 円に対して 41.10%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 888 円に対して 50.00%、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 871 円に対して 52.93%と十分なプレミアムを付した価格となっているとのことです。これに対して、同日、当社及び本特別委員会から、最終的な当社の意思決定は、2026 年 5 月 28 日開催予定の当社取締役会の決議によることを前提として、当社の企業価値及び一般株主の利益保護に鑑み当該提案価格を応諾する旨の回答を受領したとのことです。

なお、2026年2月24日に初期的意向表明書を提出以降、丸の内キャピタルは、小池氏及びリトルポンドとの間で本公開買付価格及び本自己株式取得価格、スキーム、本取引基本契約、本株主間契約及び本応募契約の契約条件等について複数回にわたる協議を進めたとのことです。その後、公開買付者は、リトルポンドとの間で、2026年5月28日付で、本取引基本契約を締結したとのことです。また、同日付で、小池氏との間で、小池氏が所有する当社株式全て（71,700株、所有割合：0.55%）について本応募契約を締結しているとのことです。

（変更後）

このような分析・検討・当社との協議の結果等を踏まえ、2026年4月7日、丸の内キャピタル及び小池氏は、当社から開示を受けた本事業計画（下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」において定義します。以下同じです。）をはじめ、デュー・ディリジェンスを通じた各種資料開示等に基づいた当社の事業及び財務の状況の分析結果等の各種要素を総合的に勘案した上で、当社に対して、当社が2027年3月期の期末配当を行わないことを前提として、本買付条件変更前の本公開買付価格を1,000円（提案日である2026年4月7日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値824円に対して21.36%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。）、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値849円（円未満を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。）に対して17.79%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値868円に対して15.21%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値854円に対して17.10%のプレミアム）、本自己株式取得価格（リトルポンド）を671円とする旨の初回提案を行ったとのことです。これに対して、2026年4月8日、当社及び本特別委員会（下記「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。以下同じです。）より、当該提案価格は、当社の企業価値及び一般株主の利益保護を重視する本特別委員会の立場に鑑み到底受け入れられない水準との理由から、本買付条件変更前の本公開買付価格の引上げを要請する旨の回答を受領したとのことです。その後、丸の内キャピタル及び小池氏は、2026年4月14日、本買付条件変更前の本公開買付価格を1,070円（提案日である2026年4月14日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値818円に対して30.81%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値840円に対して27.38%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値864円に対して23.84%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値853円に対して25.44%のプレミアム）、本自己株式取得価格（リトルポンド）を717円とする旨の第2回提案を行ったとのことです。これに対して、2026年4月15日、当社及び本特別委員会より、当該提案価格は、当社の企業価値及び一般株主の利益保護を重視する本特別委員会の立場に鑑み到底受け入れられない水準との理由から、本買付条件変更前の本公開買付価格の引上げを要請する旨の回答を受領したとのことです。その後、丸の内キャピタル及び小池氏は、2026年4月21日、本買付条件変更前の本公開買付価格を1,150円（提案日である2026年4月21日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値816円に対して40.93%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値830円に対して38.55%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値859円に対して33.88%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値853円に対して34.82%のプレミアム）、本自己株式取得価格（リトルポンド）を769円とする旨の第3回提案を行ったとのことです。これに対して、2026年4月22日、当社及び本特別委員会より、当該提案価格は、当社の企業価値及び一般株主の利益保護を重視する特別委員会の立場に鑑み依然として不十分であるとの理由から、本買付条件変更前の本公開買付価格の引上げを要請する旨の回答を受領したとのことです。その後、丸の内キャピタル及び小池氏は、2026年4月27日、本買付条件変更前の本公開買付価格を1,200円（提案日である2026年4月27日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値1,086円に対して10.50%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値847円に対して41.68%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値864円に対して38.89%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値857円に対して40.02%のプレミアム）、本自己株式取得価格（リトルポンド）を802円とする旨の第4回提案を行ったとのことです。これに対して、2026年4月28日、当社及び本特別委員会より、当該提案

価格と当社株式の市場株価を対比したプレミアムは、直近の当社株式の市場株価の上昇を踏まえると、本取引に類似する非公開化を前提としたMBO案件と比較して、十分とは言い難い水準との理由から、本買付条件変更前の本公開買付価格の引上げを要請する旨の回答を受領したとのことです。その後、丸の内キャピタル及び小池氏は、当社株式の株価が従前に比して高いボラティリティで推移していることを踏まえると本買付条件変更前の本公開買付価格の引上げの検討には時間を要すると判断したため、2026年5月7日、当社及び本特別委員会に対し、本取引の公表時期を当初予定していた2026年5月8日から延期することが必要である旨、同月15日に、まずは2026年5月21日を本取引の公表日とすることを目指したい旨を伝えた上で、同月19日、本買付条件変更前の本公開買付価格を1,280円（提案日である2026年5月19日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値1,034円に対して23.79%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,031円に対して24.15%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値908円に対して40.97%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値883円に対して44.96%のプレミアム）、本自己株式取得価格（リトルポンド）を854円とする旨の第5回提案を行ったとのことです。なお、丸の内キャピタル及び小池氏としては当該提案価格には十分なプレミアムが加算されていると考えているものの、当社が2026年5月8日の引け後に「のれんの減損損失の計上および通期連結業績予想と実績との差異に関するお知らせ」（以下「当社業績差異プレスリリース」といいます。）を公表して以降、当社株式の市場株価が下落したことを踏まえ、当該提案価格の提案に際しては、当該公表がなされる前の当社株式の市場株価が確認できる直近の取引日である2026年5月8日を基準日とした場合の当社株式の市場株価に対してのプレミアムも考慮しており、具体的には、第5回提案に係る提案価格の1,280円は、2026年5月8日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値1,133円に対して12.97%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値944円に対して35.59%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値888円に対して44.14%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値871円に対して46.96%と十分なプレミアムを付した価格となっているとのことです。これに対して、2026年5月20日、当社及び本特別委員会より、当該提案価格と当社株式の市場株価を対比したプレミアムは、直近の当社株式の市場株価の上昇を踏まえると、本取引に類似する非公開化を前提としたMBO案件と比較して、十分とは言い難い水準との理由から、本買付条件変更前の本公開買付価格の引上げを要請する旨の回答を受領したことから、同日、丸の内キャピタル及び小池氏は、前回同様に本買付条件変更前の本公開買付価格の引上げの再検討には時間を要するため、当社及び本特別委員会に対し、本取引の公表日程についても再考する旨を伝え、翌21日に、2026年5月28日を本取引の公表日とすることを目指したい旨を改めて伝えたところ、同月22日、当社から当該日程で各会議体等を調整する旨の回答を受領したとのことです。その後、丸の内キャピタル及び小池氏は、2026年5月27日、本買付条件変更前の本公開買付価格を1,332円（提案日である2026年5月27日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値1,044円に対して27.59%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,073円に対して24.14%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値923円に対して44.31%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値893円に対して49.16%のプレミアム）、本自己株式取得価格（リトルポンド）を888円とする旨の第6回提案を行ったとのことです。なお、当該提案価格は当社が当社業績差異プレスリリースを公表した2026年5月8日を基準日とした場合の当社株式の市場株価に対してのプレミアムも考慮しており、具体的には、当該提案価格の1,332円は、2026年5月8日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値1,133円に対して17.56%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値944円に対して41.10%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値888円に対して50.00%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値871円に対して52.93%と十分なプレミアムを付した価格となっているとのことです。これに対して、同日、当社及び本特別委員会から、最終的な当社の意思決定は、2026年5月28日開催予定の当社取締役会の決議によることを前提として、当社の企業価値及び一般株主の利益保護に鑑み当該提案価格を応諾する旨の回答を受領したとのことです。

なお、2026年2月24日に初期的意向表明書を提出以降、丸の内キャピタルは、小池氏及びリトルポンドとの間で本買付条件変更前の本公開買付価格及び本自己株式取得価格（リトルポンド）、スキーム、本取引基本契約、本株主間契約及び本応募契約の契約条件等について複数回にわたる協議を

進めたとのことです。その後、公開買付者は、リトルポンドとの間で、2026年5月28日付で、本取引基本契約（リトルポンド）を締結したとのことです。また、同日付で、小池氏との間で、小池氏が所有する当社株式全て（71,700株、所有割合：0.55%）について本応募契約を締結しているとのことです。

その後、公開買付者は、本法定相続人から、自らが共有する本臨時株主総会において権利行使可能な本相続株式に関して、公開買付者又は当社が提案する議案へ賛成の議決権行使を行う見込みがあることが確認できた場合には、本相続株式の株式数を買付予定数の下限から控除することができると考え、議決権行使の意向確認を求め、本誓約書（法定相続人）の提出を受けるに至ったとのことです。また、公開買付者は、2026年5月28日の本取引公表後、（株）光通信に対し、本公開買付けに応募していただきたい旨の打診を行い協議を行う中で、2026年6月4日、（株）光通信より、本公開買付価格では応募できないため、プレミアム水準の見直しを含む取引スキームを再考して欲しい旨の返答があったとのことです。その後、2026年6月5日の協議において、（株）光通信より、光通信（株）を含む一般株主の皆様にとってより有利な条件を実現する観点等から、UH Partners 2及び光通信KKが所有する株式の全てを当社が自己株式として取得するスキームへ変更することが可能かどうかの打診を受けたとのことです。これに対し、公開買付者は、一般株主の皆様にとってより合理的な価格水準となること、及び、本公開買付けの目的を円滑に達成する必要性を考慮するとともに、自己株式取得を組み合わせた取引スキーム全体の経済条件及び経済合理性について検討し、小池氏及びリトルポンドと協議した結果、2026年6月15日、当該自己株式取得価格を1,225円とする自己株式取得を行う旨の回答を行ったとのことです。これに対し、同日、（株）光通信より、本不応募合意株主（光通信グループ）が保有する当社の株式は、組合員に分配することでその大部分が一つの会社に集約されれば、本取引をより円滑に実行できる効果があることから、HTIOに本不応募株式（光通信グループ）の一部を集約したい旨の提案を受けたとのことです。さらに、同日、（株）光通信より、HTIOに本不応募株式（光通信グループ）の一部を集約することで、HTIOが自己株式取得に応じた場合には、UH Partners 2及び光通信KKが所有する株式数の合計を上回る株式数でHTIOに集約された株式について、結果的に法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることが、当社の一般株主の皆様へ配分をより多くすることにつながることによって、本公開買付価格の最大化を図り、一般株主の皆様への応募をより促進し、本公開買付けの成立可能性を向上させることを目的として、HTIOが自己株式取得に応じるスキームへ変更したい旨の申し入れを受けたとのことです。公開買付者は、当該申し入れに対し再度慎重に協議した結果、2026年6月17日、本不応募株式（光通信グループ）の全てについては本公開買付けに応募とした上で、HTIOが本現物分配により所有することとなる本不応募株式（光通信グループ）の一部を当社が本自己株式取得（光通信グループ）により本自己株式取得価格（光通信グループ）1,233円にて行い、また、本自己株式取得価格（リトルポンド）888円を変更しない旨の回答を行ったところ、2026年6月26日、（株）光通信より、本自己株式取得価格（光通信グループ）にて本自己株式取得（光通信グループ）を行うこと及び本自己株式取得価格（リトルポンド）888円を変更しないことに応じる旨の回答を受領したとのことです。

公開買付者は、上記の本法定相続人及び（株）光通信との協議・交渉を経て、2026年6月25日、①本公開買付けについては、本公開買付価格を1,332円から1,370円、本取引基本契約（光通信グループ）による本不応募株式（光通信グループ）を考慮して買付予定数を8,211,375株（所有割合：63.10%）から5,678,975株（所有割合：43.64%）、本取引基本契約（光通信グループ）による本不応募株式（光通信グループ）及び本誓約書（法定相続人）の取得を踏まえて、買付予定数の下限を3,903,300株（所有割合：29.99%）から1,074,300株（所有割合：8.25%）へそれぞれ変更する本買付条件変更を行うこと、また、②本自己株式取得（光通信グループ）を本自己株式取得価格（光通信グループ）1,233円にて行うことについて当社及び本特別委員会に対して提案したとのことです。これに対して当社及び本特別委員会より、最終的な意思決定は2026年6月26日に開催される当社取締役会での決議によることを前提として、①本公開買付けについては、本公開買付価格を1,332円から1,370円、

本取引基本契約（光通信グループ）による本不応募株式（光通信グループ）を考慮して買付予定数を8,211,375株（所有割合：63.10%）から5,678,975株（所有割合：43.64%）、本取引基本契約（光通信グループ）による本不応募株式（光通信グループ）及び本誓約書（法定相続人）の取得を踏まえて、買付予定数の下限を3,903,300株（所有割合：29.99%）から1,074,300株（所有割合：8.25%）へそれぞれ変更する本買付条件変更を行うこと、また、②本自己株式取得（光通信グループ）を本自己株式取得価格（光通信グループ）1,233円とすることに応諾する旨の回答を受領したとのことです。その後、公開買付者は、関係当局との調整状況を踏まえ、2026年6月29日、2026年6月26日に提案した内容のうち、公開買付期間及び決済の開始日に係る内容を修正することを提案したところ、同日、当社及び本特別委員会より、当該提案の内容に対して応諾する旨の連絡を受けたとのことです。また、2026年6月30日付で光通信グループとの間で、本取引基本契約（光通信グループ）を締結したとのことです。

④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(ii) 検討・交渉の経緯

(変更前)

(前略)

本公開買付価格については、当社及び本特別委員会は、2026年4月7日に、丸の内キャピタル及び小池氏より、当社が2027年3月期の期末配当を無配とすることを前提として、本公開買付価格を1株当たり1,000円（提案日である東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値824円に対して21.36%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値849円に対して17.79%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値868円に対して15.21%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値854円に対して17.10%のプレミアム）、本自己株式取得価格を671円とする旨の初回提案を受領いたしました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2026年4月8日に、当該提案価格は、当社の企業価値及び一般株主の利益保護を重視する立場に鑑み到底受け入れられない水準であるとして、本公開買付価格に係る提案内容の再検討の要請を行いました。その後、丸の内キャピタル及び小池氏より、2026年4月14日、本公開買付価格を1,070円（提案日である2026年4月14日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値818円に対して30.81%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値840円に対して27.38%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値864円に対して23.84%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値853円に対して25.44%のプレミアム）、本自己株式取得価格を717円とする旨の第2回提案を受領致しました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2026年4月15日に、当該提案価格は、当社の企業価値及び一般株主の利益保護を重視する立場に鑑み到底受け入れられない水準であるとして、本公開買付価格に係る提案内容の再検討の要請を行いました。その後、丸の内キャピタル及び小池氏より、2026年4月21日、本公開買付価格を1,150円（提案日である2026年4月21日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値816円に対して40.93%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値830円に対して38.55%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値859円に対して33.88%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値853円に対して34.82%のプレミアム）、本自己株式取得価格を769円とする旨の第3回提案を受領致しました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2026年4月22日に、当該提案価格は、当社の企業価値及び一般株主の利益保護を重視する立場に鑑み依然として不十分であるとして、本公開買付価格に係る提案内容の再検討の要請を行いました。その後、丸の内キャピタル及び小池氏より、2026年4月27日、本公開買付価格を1,200円（提案日である2026年4月27日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値1,086円に対して10.50%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値847円に対して41.68%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値864円に対して38.89%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値857円に対して40.02%のプレミアム）、本自己株式取得価格を802円とする旨の第4回提案を受領致しました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2026年4月28日に、当該提案価格と市場株価を対比したプレミアム率は、直近の当社株式の市場株価の上昇も踏まえると、本取引と類似する非公開化を前提としたMB

○案件と比較して、十分とは言い難い水準であるとして、本公開買付価格に係る提案内容の再検討の要請を行いました。その後、当社及び本特別委員会は、丸の内キャピタル及び小池氏より、2026年5月7日には、当社株式の株価が従前に比して高いボラティリティで推移していることを踏まえると本公開買付価格の引上げの検討には時間を要すると判断したため、本取引の公表時期を当初予定していた2026年5月8日から延期することが必要である旨の連絡を、同月15日には、まずは2026年5月21日を本取引の公表日とすることを目指したい旨の連絡をそれぞれ受領した上で、同月19日には、本公開買付価格を1,280円（提案日である2026年5月19日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値1,034円に対して23.79%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,031円に対して24.15%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値908円に対して40.97%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値883円に対して44.96%のプレミアム）、本自己株式取得価格を854円とする旨の第5回提案を受領致しました。なお、第5回提案によれば、丸の内キャピタル及び小池氏としては当該提案価格には十分なプレミアムが加算されていると考えているものの、当社業績差異プレスリリースを公表して以降、当社株式の市場株価が下落したことを踏まえ、当該提案価格の提案に際しては、当該公表がなされる前の当社株式の市場株価が確認できる直近の取引日である2026年5月8日を基準日とした場合の当社株式の市場株価に対してのプレミアムも考慮しており、具体的には、第5回提案に係る提案価格の1,280円は、2026年5月8日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値1,133円に対して12.97%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値944円に対して35.59%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値888円に対して44.14%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値871円に対して46.96%と十分なプレミアムを付した価格となっているとのことです。これに対して、2026年5月20日、当社及び本特別委員会は、当該提案価格と当社株式の市場株価を対比したプレミアムは、直近の当社株式の市場株価の上昇を踏まえると、本取引に類似する非公開化を前提としたMBO案件と比較して、十分とは言い難い水準との理由から、本公開買付価格の引上げを要請し、同日、丸の内キャピタル及び小池氏より、前回同様に本公開買付価格の引上げの再検討には時間を要するため、当社及び本特別委員会に対し、本取引の公表日程についても再考する旨が伝えられ、翌21日に、2026年5月28日を本取引の公表日とすることを目指したい旨が改めて伝えられました。このため、同月22日、当社から丸の内キャピタル及び小池氏に対し、当該日程で各会議体等を調整する旨を回答致しました。その後、丸の内キャピタル及び小池氏より、2026年5月27日、本公開買付価格を1,332円（提案日である2026年5月27日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値1,044円に対して27.59%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,073円に対して24.14%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値923円に対して44.31%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値893円に対して49.16%のプレミアム）、本自己株式取得価格を888円とする旨の第6回提案を受領致しました。なお、第6回提案によれば、丸の内キャピタル及び小池氏としては、当該提案価格は当社業績差異プレスリリースを公表した2026年5月8日を基準日とした場合の当社株式の市場株価に対してのプレミアムも考慮しており、具体的には、当該提案価格の1,332円は、2026年5月8日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値1,133円に対して17.56%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値944円に対して41.10%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値888円に対して50.00%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値871円に対して52.93%と十分なプレミアムを付した価格となっているとのことです。これに対して、当社及び本特別委員会は、同日、最終的な意思決定は2026年5月28日に開催される当社取締役会での決議によることを前提として、本公開買付価格を1株当たり1,332円、本自己株式取得価格を888円とすることに応諾する旨を回答いたしました。

(変更後)

(前略)

本買付条件変更前の本公開買付価格については、当社及び本特別委員会は、2026年4月7日に、丸の内キャピタル及び小池氏より、当社が2027年3月期の期末配当を無配とすることを前提として、

本買付条件変更前の本公開買付価格を1株当たり1,000円（提案日である東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値824円に対して21.36%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値849円に対して17.79%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値868円に対して15.21%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値854円に対して17.10%のプレミアム）、本自己株式取得価格（リトルポンド）を671円とする旨の初回提案を受領いたしました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2026年4月8日に、当該提案価格は、当社の企業価値及び一般株主の利益保護を重視する立場に鑑み到底受け入れられない水準であるとして、本買付条件変更前の本公開買付価格に係る提案内容の再検討の要請を行いました。その後、丸の内キャピタル及び小池氏より、2026年4月14日、本買付条件変更前の本公開買付価格を1,070円（提案日である2026年4月14日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値818円に対して30.81%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値840円に対して27.38%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値864円に対して23.84%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値853円に対して25.44%のプレミアム）、本自己株式取得価格（リトルポンド）を717円とする旨の第2回提案を受領致しました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2026年4月15日に、当該提案価格は、当社の企業価値及び一般株主の利益保護を重視する立場に鑑み到底受け入れられない水準であるとして、本買付条件変更前の本公開買付価格に係る提案内容の再検討の要請を行いました。その後、丸の内キャピタル及び小池氏より、2026年4月21日、本買付条件変更前の本公開買付価格を1,150円（提案日である2026年4月21日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値816円に対して40.93%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値830円に対して38.55%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値859円に対して33.88%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値853円に対して34.82%のプレミアム）、本自己株式取得価格（リトルポンド）を769円とする旨の第3回提案を受領致しました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2026年4月22日に、当該提案価格は、当社の企業価値及び一般株主の利益保護を重視する立場に鑑み依然として不十分であるとして、本買付条件変更前の本公開買付価格に係る提案内容の再検討の要請を行いました。その後、丸の内キャピタル及び小池氏より、2026年4月27日、本買付条件変更前の本公開買付価格を1,200円（提案日である2026年4月27日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値1,086円に対して10.50%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値847円に対して41.68%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値864円に対して38.89%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値857円に対して40.02%のプレミアム）、本自己株式取得価格（リトルポンド）を802円とする旨の第4回提案を受領致しました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2026年4月28日に、当該提案価格と市場株価を対比したプレミアム率は、直近の当社株式の市場株価の上昇も踏まえると、本取引と類似する非公開化を前提としたMBO案件と比較して、十分とは言えない水準であるとして、本買付条件変更前の本公開買付価格に係る提案内容の再検討の要請を行いました。その後、当社及び本特別委員会は、丸の内キャピタル及び小池氏より、2026年5月7日には、当社株式の株価が従前に比して高いボラティリティで推移していることを踏まえると本買付条件変更前の本公開買付価格の引上げの検討には時間を要すると判断したため、本取引の公表時期を当初予定していた2026年5月8日から延期することが必要である旨の連絡を、同月15日には、まずは2026年5月21日を本取引の公表日とすることを旨とした旨の連絡をそれぞれ受領した上で、同月19日には、本買付条件変更前の本公開買付価格を1,280円（提案日である2026年5月19日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値1,034円に対して23.79%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,031円に対して24.15%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値908円に対して40.97%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値883円に対して44.96%のプレミアム）、本自己株式取得価格（リトルポンド）を854円とする旨の第5回提案を受領致しました。なお、第5回提案によれば、丸の内キャピタル及び小池氏としては当該提案価格には十分なプレミアムが加算されていると考えているものの、当社業績差異プレスリリースを公表して以降、当社株式の市場株価が下落したことを踏まえ、当該提案価格の提案に際しては、当該公表がなされる前の当社株式の市場株価が確認できる直近の取引日である2026年5月8日を基準日とした場合の当社株式の市場株価に対してのプレミアムも考慮しており、具体的には、第5回提案に係る提案価格の1,280円は、2026年5月8日の東京証券取引所スタンダード市場における

当社株式の終値 1,133 円に対して 12.97%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 944 円に対して 35.59%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 888 円に対して 44.14%、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 871 円に対して 46.96%と十分なプレミアムを付した価格となっているとのことです。これに対して、2026 年 5 月 20 日、当社及び本特別委員会は、当該提案価格と当社株式の市場株価を対比したプレミアムは、直近の当社株式の市場株価の上昇を踏まえると、本取引に類似する非公開化を前提とした MBO 案件と比較して、十分とは言い難い水準との理由から、本買付条件変更前の本公開買付価格の引上げを要請し、同日、丸の内キャピタル及び小池氏より、前回同様に本買付条件変更前の本公開買付価格の引上げの再検討には時間を要するため、当社及び本特別委員会に対し、本取引の公表日程についても再考する旨が伝えられ、翌 21 日に、2026 年 5 月 28 日を本取引の公表日とすることを目指したい旨が改めて伝えられました。このため、同月 22 日、当社から丸の内キャピタル及び小池氏に対し、当該日程で各会議体等を調整する旨を回答致しました。その後、丸の内キャピタル及び小池氏より、2026 年 5 月 27 日、本買付条件変更前の本公開買付価格を 1,332 円（提案日である 2026 年 5 月 27 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値 1,044 円に対して 27.59%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 1,073 円に対して 24.14%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 923 円に対して 44.31%、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 893 円に対して 49.16%のプレミアム）、本自己株式取得価格（リトルポンド）を 888 円とする旨の第 6 回提案を受領致しました。なお、第 6 回提案によれば、丸の内キャピタル及び小池氏としては、当該提案価格は当社業績差異プレスリリースを公表した 2026 年 5 月 8 日を基準日とした場合の当社株式の市場株価に対してのプレミアムも考慮しており、具体的には、当該提案価格の 1,332 円は、2026 年 5 月 8 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値 1,133 円に対して 17.56%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 944 円に対して 41.10%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 888 円に対して 50.00%、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 871 円に対して 52.93%と十分なプレミアムを付した価格となっているとのことです。これに対して、当社及び本特別委員会は、同日、最終的な意思決定は 2026 年 5 月 28 日に開催される当社取締役会での決議によることを前提として、本買付条件変更前の本公開買付価格を 1 株当たり 1,332 円、本自己株式取得価格（リトルポンド）を 888 円とすることに応諾する旨を回答いたしました。

その後、当社及び本特別委員会は、2026 年 6 月 25 日、①本公開買付けについては、本公開買付価格を 1,332 円から 1,370 円、本取引基本契約（光通信グループ）による本不応募株式（光通信グループ）を考慮して買付予定数を 8,211,375 株（所有割合：63.10%）から 5,678,975 株（所有割合：43.64%）、本取引基本契約（光通信グループ）による本不応募株式（光通信グループ）及び本誓約書（法定相続人）の取得を踏まえて、買付予定数の下限を 3,903,300 株（所有割合：29.99%）から 1,074,300 株（所有割合：8.25%）へそれぞれ変更する本買付条件変更を行うこと、また、②本自己株式取得（光通信グループ）を本自己株式取得価格（光通信グループ）1,233 円にて行うとする旨の提案を受領致しました。これに対して当社及び本特別委員会は、最終的な意思決定は 2026 年 6 月 26 日に開催される当社取締役会での決議によることを前提として、①本公開買付けについては、本公開買付価格を 1,332 円から 1,370 円、本取引基本契約（光通信グループ）による本不応募株式（光通信グループ）を考慮して買付予定数を 8,211,375 株（所有割合：63.10%）から 5,678,975 株（所有割合：43.64%）、本取引基本契約（光通信グループ）による本不応募株式（光通信グループ）及び本誓約書（法定相続人）の取得を踏まえて、買付予定数の下限を 3,903,300 株（所有割合：29.99%）から 1,074,300 株（所有割合：8.25%）へそれぞれ変更する本買付条件変更を行うこと、また、②本自己株式取得（光通信グループ）を本自己株式取得価格（光通信グループ）1,233 円とすることに応諾する旨を回答致しました。その後、当社は、関係当局との調整状況を踏まえ、2026 年 6 月 29 日、2026 年 6 月 26 日に提案した内容のうち、公開買付期間及び決済の開始日に係る内容を修正する旨の提案を受領しました。これに対して当社及び本特別委員会は、最終的な意思決定は 2026 年 6 月 30 日に開催される当社取締役会での決議によることを前提として、当該提案の内容に対して応諾する旨を回答致しました。

(iii) 判断の内容

(変更前)

以上の経緯の下、当社は、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けるとともに、本特別委員会から 2026 年 5 月 27 日付で答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受けました（本答申書の概要及び本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び意見（答申書）の取得」をご参照ください。）。その上で、当社は、本日開催の当社取締役会において、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言並びにファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である AGS FAS から受けた財務的見地からの助言及び AGS FAS から 2026 年 5 月 27 日付で取得した株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により当社の企業価値の向上を図ることができるか、本取引における本公開買付価格を含む本取引の諸条件は公正なものか等の観点から慎重に協議・検討を行いました。

その結果、当社は、以下の点等を踏まえると、丸の内キャピタル及び小池氏が、上記「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、当社の企業価値を向上させ、当社グループの更なる事業拡大及び収益性向上を図り、ひいては中長期的な企業価値の最大化に寄与するために、(ア) 顧客満足度 (CS) 調査事業における顧客基盤の拡大と収益機会の最大化、(イ)「オリコンニュース」をはじめとした当社メディアの媒体力の更なる強化、(ウ) AI・テクノロジーを活用した事業運営の更なる高度化、(エ) 経営体制の強化といった具体的な施策を企図していることは合理的であり、本取引を通じて当社株式を非公開化することが、当社の企業価値の向上に資するものであるとの判断に至りました。

(中略)

また、当社は、以下の点等から、本公開買付価格 (1,332 円) は当社の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、当社の一般株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

- (a) 本公開買付価格が、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されている本株式価値算定書における算定結果のうち、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく算定結果のレンジの上限値を超える金額である。
- (b) 本公開買付価格が、本公開買付けの公表日の前営業日である 2026 年 5 月 27 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値 1,044 円に対して 27.59%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 1,073 円に対して 24.14%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 923 円に対して 44.31%、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 893 円に対して 49.16%のプレミアムをそれぞれ加えた金額である（以下、かかるプレミアム水準を「5月27日基準プレミアム」といいます。）ものの、当社決算短信及び当社業績差異プレスリリース（以下、総称して「当社決算短信等」といいます。）を公表して以降、当社株式の市場株価が下落することが予想されたところ、当社決算短信等は、当時の当社の足元の状況を踏まえて作成された上、有価証券上場規程等の定めに基づき適時に公表されたものであり、本取引とは無関係の要因によるものであることから、公表の時期及び手続等に、当社が意図的に当社株式の株価を下げる等の恣意的な目的は認められない。他方、本公開買付けが当社決算短信等の公表から近接した時期に開始されることから、少数株主保護の観点から、下落後の市場株価に基づいたプレミアム水準のみをもって本公開買付価格の合理性を判断するのではなく、当社決算短信等の公表（2026 年 5 月 8 日の立会時間終了後）がなされる前の 2026 年 5 月 8 日を基準日とした場合におけるプレミアムの水準（以下「5月8日基

準プレミアム」といいます。)も考慮した上で、本公開買付価格の合理性を判断する必要があると考えられる。この場合、本公開買付価格が、2026年5月8日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値1,133円に対して17.56%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値944円に対して41.10%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値888円に対して50.00%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値871円に対して52.93%のプレミアムをそれぞれ加えた金額である。5月27日基準プレミアムについては、経済産業省の「公正なM&Aの在り方に関する指針」が公表された2019年6月28日以降に公表され、2026年3月31日までに公開買付けが成立しているマネジメント・バイアウト(MBO)の類似事例(但し、対象会社がTOKYO PRO Marketに上場している事例、二段階公開買付けの事例及び投資法人の事例を除く)104件における、公表日前営業日の終値、並びに過去1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均値それぞれに対するプレミアムの中央値(対公表日前営業日終値:42.3%、対過去1ヶ月間:45.2%、対3ヶ月間:46.5%、対6ヶ月間:49.3%)に比して、公表日の前営業日の終値及び同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアムとの関係では当該中央値を下回るものの、公表日の前営業日までの過去3ヶ月間及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアムとの関係では遜色のない水準にあると考えられること、また、5月8日基準プレミアムについては、基準日の終値及び同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアムとの関係では当該中央値を下回るものの、基準日までの過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアムとの関係では、中央値を上回る水準にあると考えられること、及び、一般にPBRが高い銘柄は既に株式市場において企業価値が高く評価されているため、公開買付け案件における市場価格に対するプレミアムは低くなる傾向にあるところ、2026年5月27日現在の当社のPBRは2倍を超えていることを踏まえ、全104件のうち、憶測報道がなされた案件を除いたPBRが2倍以上の事例13件のプレミアムの中央値(公表日の前営業日を基準日として、公表日の前営業日の終値に対するプレミアム並びに同日までの過去1ヶ月間、同過去3ヶ月間及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値におけるそれぞれのプレミアムの中央値が25.8%、24.6%、33.3%及び28.3%)と比較すると、5月27日基準プレミアムについては、公表日の前営業日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアムとの関係では、遜色のない水準にあると認められ、また、公表日の前営業日の終値に対するプレミアム並びに公表日の前営業日までの過去3ヶ月間及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアムとの関係では、中央値を上回る水準であること、さらに、5月8日基準プレミアムについては、基準日の終値に対するプレミアムとの関係で相応のプレミアムが付されていると認められ、基準日までの過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアムとの関係では、中央値を上回る水準であること、加えて、当社株式の株価推移について、直近1ヶ月においては一定の上昇傾向にあることを踏まえると、必ずしも直近の終値のプレミアムのみを重視するのではなく、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間のプレミアムも相応に勘案することが適切であると考えられることから、5月27日基準プレミアムにおける公表日の前営業日の終値に対するプレミアム及び同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアム、並びに5月8日基準プレミアムにおける基準日の終値に対するプレミアムが過去の類似事例のプレミアムと比較して低いとしても、そのことのみをもって本公開買付価格におけるプレミアム水準が不合理なものとは言えないこと

- (c) 本公開買付価格が、当社の直近5年間における終値の最高値である1,222円のみならず、場中の最高値である1,231円を上回り、当該期間において市場で当社株式を取得した株主に経済的不利益が生じない価格であること
- (d) 本公開買付価格の決定に際しては、下記「(3)公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が採られていること等、一般株主の利益への配慮がなされていると認められること
- (e) 本公開買付価格が、上記利益相反を回避するための措置が採られた上で、本特別委員会の実質的な関与の下、当社と丸の内キャピタル及び小池氏との間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること

- (f) 本公開買付価格は、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び意見 (答申書) の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書において、本公開買付価格を含む本取引の条件は公正なものであると認められる旨の意見が示されていること
- (g) 本自己株式取得について、本自己株式取得に係るスキームは、法人大株主が存在する上場会社の非公開化取引において採用されることがある方法であり、自己株式取得価格と公開買付価格に差異を設けることで、公開買付価格の引上げにもつながり、一般株主の利益に資すると考えられること、また、本自己株式取得価格 (888 円) は本公開買付価格 (1,332 円) よりも低い金額であること、そして、リトルポンドが本自己株式取得により得る税引後の手取額が本公開買付けに応募する場合に得る税引後の手取額と同額以下になる金額であることから、本自己株式取得についても不合理な点はなく、妥当であると考えられること

以上より、当社は、本日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役 (取締役全5名のうち、小池氏を除く当社の取締役4名) の全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。当該取締役会における決議の方法については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。なお、当社の取締役のうち、小池氏はリトルポンドの代表取締役であり、本公開買付け終了後も継続して当社の経営にあたることが予定されていることから、利益相反の疑義を回避する観点から、当社取締役会における本公開買付けへの意見表明に係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、本取引に関し、当社の立場において丸の内キャピタルとの協議及び交渉にも一切参加しておりません。また、当社は、2011年5月9日開催の当社取締役会において「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定めるとともに、当該基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、本買収への対応方針を導入することを決定し、2023年6月28日開催の当社第24回定時株主総会において継続することを承認しておりますが、本取引の実施は当社の中長期的な企業価値の向上に資するものであると判断したことから、本日開催の当社取締役会において、本公開買付けに対して本買収への対応方針に従った手続を実施しないことを併せて決議いたしました。

(変更後)

以上の経緯の下、当社は、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けるとともに、本特別委員会から2026年5月27日付で答申書 (以下「5月27日付本答申書」) といい、2026年6月29日付で提出を受けた追加答申書 (以下「6月29日付本追加答申書」) といい) と併せて「本答申書」といいます。) の提出を受けました (本答申書の概要及び本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び意見 (答申書) の取得」をご参照ください。)。その上で、当社は、2026年5月28日開催の当社取締役会において、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言並びにファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGS FASから受けた財務的見地からの助言及びAGS FASから2026年5月27日付で取得した株式価値算定書 (以下「本株式価値算定書」) といい) の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により当社の企業価値の向上を図ることができるか、本取引における本公開買付価格を含む本取引の諸条件は公正なものか等の観点から慎重に協議・検討を行いました。

その結果、当社は、以下の点等を踏まえると、丸の内キャピタル及び小池氏が、上記「② 公開買

付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、当社の企業価値を向上させ、当社グループの更なる事業拡大及び収益性向上を図り、ひいては中長期的な企業価値の最大化に寄与するために、(ア) 顧客満足度 (CS) 調査事業における顧客基盤の拡大と収益機会の最大化、(イ) 「オリコンニュース」をはじめとした当社メディアの媒体力の更なる強化、(ウ) AI・テクノロジーを活用した事業運営の更なる高度化、(エ) 経営体制の強化といった具体的な施策を企図していることは合理的であり、本取引を通じて当社株式を非公開化することが、当社の企業価値の向上に資するものであるとの判断に至りました。

(中略)

また、当社は、以下の点等から、本買付条件変更前の本公開買付価格 (1,332 円) は当社の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、当社の一般株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

- (a) 本買付条件変更前の本公開買付価格が、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されている本株式価値算定書における算定結果のうち、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法 (以下「DCF法」といいます。) に基づく算定結果のレンジの上限値を超える金額である。
- (b) 本買付条件変更前の本公開買付価格が、本公開買付けの公表日の前営業日である 2026 年 5 月 27 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値 1,044 円に対して 27.59%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 1,073 円に対して 24.14%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 923 円に対して 44.31%、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 893 円に対して 49.16%のプレミアムをそれぞれ加えた金額である (以下、かかるプレミアム水準を「5 月 27 日基準プレミアム」といいます。) もの、当社決算短信及び当社業績差異プレスリリース (以下、総称して「当社決算短信等」といいます。) を公表して以降、当社株式の市場株価が下落することが予想されたところ、当社決算短信等は、当時の当社の足元の状況を踏まえて作成された上、有価証券上場規程等の定めに基づき適時に公表されたものであり、本取引とは無関係の要因によるものであることから、公表の時期及び手続等に、当社が意図的に当社株式の株価を下げる等の恣意的な目的は認められない。他方、本公開買付けが当社決算短信等の公表から近接した時期に開始されることから、少数株主保護の観点から、下落後の市場株価に基づいたプレミアム水準のみをもって本買付条件変更前の本公開買付価格の合理性を判断するのではなく、当社決算短信等の公表 (2026 年 5 月 8 日の立会時間終了後) がなされる前の 2026 年 5 月 8 日を基準日とした場合におけるプレミアムの水準 (以下「5 月 8 日基準プレミアム」といいます。) も考慮した上で、本買付条件変更前の本公開買付価格の合理性を判断する必要があると考えられる。この場合、本買付条件変更前の本公開買付価格が、2026 年 5 月 8 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値 1,133 円に対して 17.56%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 944 円に対して 41.10%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 888 円に対して 50.00%、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 871 円に対して 52.93%のプレミアムをそれぞれ加えた金額である。5 月 27 日基準プレミアムについては、経済産業省の「公正な M&A の在り方に関する指針」が公表された 2019 年 6 月 28 日以降に公表され、2026 年 3 月 31 日までに公開買付けが成立しているマネジメント・バイアウト (MBO) の類似事例 (但し、対象会社が TOKYO PRO Market に上場している事例、二段階公開買付けの事例及び投資法人の事例を除く) 104 件における、公表日前営業日の終値、並びに過去 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の終値単純平均値それぞれに対するプレミアムの中央値 (対公表日前営業日終値: 42.3%、対過去 1 ヶ月間: 45.2%、対 3 ヶ月間: 46.5%、対 6 ヶ月間: 49.3%) に比して、公表日の前営業日の終値及び同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアムとの関係では当該中央値を下回るものの、公表日の前営業

- 日までの過去3ヶ月間及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアムとの関係では遜色のない水準にあると考えられること、また、5月8日基準プレミアムについては、基準日の終値及び同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアムとの関係では当該中央値を下回るものの、基準日までの過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアムとの関係では、中央値を上回る水準にあると考えられること、及び、一般にPBRが高い銘柄は既に株式市場において企業価値が高く評価されているため、公開買付け案件における市場価格に対するプレミアムは低くなる傾向にあるところ、2026年5月27日現在の当社のPBRは2倍を超えていることを踏まえ、全104件のうち、憶測報道がなされた案件を除いたPBRが2倍以上の事例13件のプレミアムの中央値（公表日の前営業日を基準日として、公表日の前営業日の終値に対するプレミアム並びに同日までの過去1ヶ月間、同過去3ヶ月間及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値におけるそれぞれのプレミアムの中央値が25.8%、24.6%、33.3%及び28.3%）と比較すると、5月27日基準プレミアムについては、公表日の前営業日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアムとの関係では、遜色のない水準にあると認められ、また、公表日の前営業日の終値に対するプレミアム並びに公表日の前営業日までの過去3ヶ月間及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアムとの関係では、中央値を上回る水準であること、さらに、5月8日基準プレミアムについては、基準日の終値に対するプレミアムとの関係で相応のプレミアムが付されていると認められ、基準日までの過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアムとの関係では、中央値を上回る水準であること、加えて、当社株式の株価推移について、直近1ヶ月においては一定の上昇傾向にあることを踏まえると、必ずしも直近の終値のプレミアムのみを重視するのではなく、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間のプレミアムも相応に勘案することが適切であると考えられることから、5月27日基準プレミアムにおける公表日の前営業日の終値に対するプレミアム及び同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアム、並びに5月8日基準プレミアムにおける基準日の終値に対するプレミアムが過去の類似事例のプレミアムと比較して低いとしても、そのことのみをもって本買付条件変更前の本公開買付価格におけるプレミアム水準が不合理なものとは言えないこと
- (c) 本買付条件変更前の本公開買付価格が、当社の直近5年間における終値の最高値である1,222円のみならず、場中の最高値である1,231円を上回り、当該期間において市場で当社株式を取得した株主に経済的不利益が生じない価格であること
- (d) 本買付条件変更前の本公開買付価格の決定に際しては、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本買付条件変更前の本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が採られていること等、一般株主の利益への配慮がなされていると認められること
- (e) 本買付条件変更前の本公開買付価格が、上記利益相反を回避するための措置が採られた上で、本特別委員会の実質的な関与の下、当社と丸の内キャピタル及び小池氏との間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること
- (f) 本買付条件変更前の本公開買付価格は、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び意見（答申書）の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した5月27日付本答申書において、本買付条件変更前の本公開買付価格を含む本取引の条件は公正なものであると認められる旨の意見が示されていること
- (g) 本自己株式取得（リトルポンド）について、本自己株式取得（リトルポンド）に係るスキームは、法人大株主が存在する上場会社の非公開化取引において採用されることがある方法であり、自己株式取得価格と公開買付価格に差異を設けることで、公開買付価格の引上げにもつながり、一般株主の利益に資すると考えられること、また、本自己株式取得価格（リトルポンド）（888円）は本買付条件変更前の本公開買付価格（1,332円）よりも低い金額であること、そして、リトルポンドが本自己株式取得（リトルポンド）により得る税引後の手取額が本公開買付けに応募する場合に得る税引後の手取り額と同額以下になる金額であることから、本自己株式取得（リトルポンド）についても不合理な点はなく、妥当であると考えられること

以上より、当社は、2026年5月28日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役（取締役全5名のうち、小池氏を除く当社の取締役4名）の全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。当該取締役会における決議の方法については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。なお、当社の取締役のうち、小池氏はリトルポンドの代表取締役であり、本公開買付け終了後も継続して当社の経営にあたることから、利益相反の疑義を回避する観点から、当社取締役会における本公開買付けへの意見表明に係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、本取引に関し、当社の立場において丸の内キャピタルとの協議及び交渉にも一切参加しておりません。また、当社は、2011年5月9日開催の当社取締役会において「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定めるとともに、当該基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、本買収への対応方針を導入することを決定し、2023年6月28日開催の当社第24回定時株主総会において継続することを承認しておりますが、本取引の実施は当社の中長期的な企業価値の向上に資するものであると判断したことから、2026年5月28日開催の当社取締役会において、本公開買付けに対して本買収への対応方針に従った手続を実施しないことを併せて決議いたしました。

その後、当社は、公開買付者との間で本買付条件変更について協議を行い、2026年6月30日開催の当社取締役会において、本買付条件変更について慎重に協議・検討を行い、本買付条件変更に関する本特別委員会の意見等を踏まえ、以下の点等から、本買付条件変更を踏まえても、本公開買付けに賛同する旨の意見並びに当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決定しました。

- (a) 本買付条件変更は本取引の目的に影響を与えるものではなく、2026年5月28日以降、本取引が当社の企業価値の向上に資するかどうかの判断に重大な影響を与えるような事情も生じていないことから、本買付条件変更後も本取引は当社の企業価値の向上に資するものであり、その目的は合理的であると考えられ、本買付条件変更は本取引の成立可能性を向上させるという合理的な目的で行われるものであること
- (b) 2026年5月28日以降、当社が作成し、株式価値算定の前提とされた本事業計画に変更はなく、本株式価値算定書は引き続き有効であると考えられ、2026年5月28日以降、当社の企業価値に影響を与える重要な状況変化は発生していないため、本取引の公表後も当社の本源的価値に変更はないものと考えられる。したがって、本買付条件変更後の本公開買付価格を1,370円とすることは引き続き公正・妥当であると考えられること
- (c) 本自己株式取得価格（光通信グループ）は、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用される法人であるHTIOが本自己株式取得（光通信グループ）に応じた場合の税引後手取り額として計算される金額が、仮にHTIOが本公開買付けに応募した場合の本公開買付価格1,370円の税引後手取り額として計算される金額と同額以下となるよう設定されており、本公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させることを企図したものであること
- (d) ①本買付条件変更による買付予定数の下限の引下げは、本法定相続人からの、本相続株式296,600株（所有割合：2.28%）の全てについて本公開買付けに応募しない旨及び本臨時株主総会において本相続株式に係る本議決権行使を行う旨の誓約書の提出を受け、また、本不応募合意株主（光通信グループ）との間で、本不応募株式（光通信グループ）2,532,400株（所有割合：19.46%）の全てについて本公開買付けに応募しない旨及び本臨時株主総会において本不応募株式（光通信グループ）に係る本議決権行使を行う旨等を合意したことを踏まえたものであること。すなわち、本買付条件変更後の買付予定数の下限である1,074,300株に、本相続株式296,600株及び本不応募株式（光通信グループ）2,532,400株を合算した株式数は3,903,300株となり、従前の買付予定数の下限と同数となることから、本公開買付けが成立した場合には、本相続株式及

び本不応募株式（光通信グループ）に係る本議決権行使が行われることを前提として、本臨時株主総会における本株式併合に係る議案の可決可能性の見通しは、本買付条件変更前と比較しても変更はないと考えられること、②本買付条件変更の検討において、本特別委員会が有効に機能したものと考えられること、③本取引に特別の利害関係を有する取締役を、本買付条件変更の検討・交渉過程から除外し、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉に一切参加させておらず、また、今後開催される本取引に関する取締役会に関しその審議及び決議にも参加させない予定であること、④本買付条件変更について、充実した情報開示が予定されており、本公開買付けにおいては、引き続き一般株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会が確保される予定であると認められること、⑤本買付条件変更後も引き続き本公開買付けに応募しない株主に株式買取請求権又は価格決定申立権が確保されないスキームは採用されておらず、本公開買付けが成立した場合に当社株式の非公開化が実現されない可能性は相当程度低いと認められ、かつ当社の株主に対し、詳細な開示が予定されていることからすれば、本買付条件変更後においても強圧性が排除されているものと考えられること等その他の公正性担保措置が十分に講じられていると評価できること

(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置

③ 当社における独立した特別委員会の設置及び意見（答申書）の取得

(ii) 特別委員会における検討の経緯

(変更前)

(前略)

そして、本特別委員会は、当社及び AGS FAS から、丸の内キャピタル及び小池氏の提案内容や協議・交渉の状況等につき適時に報告を受けた上で、アンダーソン・毛利・友常法律事務所及び AGS FAS から聴取した意見も踏まえて審議・検討するとともに、適宜意見を述べ、上記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載のとおり交渉が行われ、公開買付者との間で本公開買付価格 (1,332 円) の最終的な合意に至るまで、交渉方針や提案内容に対する回答書を協議・承認し、当社に対して指示・要請を行うなどして、公開買付者との交渉過程に実質的に関与いたしました。

(変更後)

(前略)

そして、本特別委員会は、当社及び AGS FAS から、丸の内キャピタル及び小池氏の提案内容や協議・交渉の状況等につき適時に報告を受けた上で、アンダーソン・毛利・友常法律事務所及び AGS FAS から聴取した意見も踏まえて審議・検討するとともに、適宜意見を述べ、上記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載のとおり交渉が行われ、公開買付者との間で本買付条件変更前の本公開買付価格 (1,332 円) の最終的な合意に至るまで、交渉方針や提案内容に対する回答書を協議・承認し、当社に対して指示・要請を行うなどして、公開買付者との交渉過程に実質的に関与いたしました。

その後、本特別委員会は、2026 年 6 月 25 日に、公開買付者より本買付条件変更につき当社及び本特別委員会が提案を受けたことを受け、同日に特別委員会を開催し、本買付条件変更について慎重に検討を行ったほか、6 月 29 日付本追加答申書の承認に至るまでの間、電子メール等を通じて報告・情報共有、審議及び意思決定を行いました。

(iii) 特別委員会における判断内容

(変更前)

本特別委員会は、以上の経緯の下、本諮問事項について慎重に審議及び検討を重ねた結果、2026年5月27日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、本答申書を提出いたしました。答申の理由を含む本答申書の詳細については、別添1をご参照ください。

(変更後)

本特別委員会は、以上の経緯の下、本諮問事項について慎重に審議及び検討を重ねた結果、2026年5月27日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、5月27日付本答申書を提出し、2026年6月29日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、6月29日付本追加答申書を提出いたしました。なお、5月27日付本答申書において、本公開買付価格は、本買付条件変更前の本公開買付価格をいい、本自己株式取得は本自己株式取得（リトルポンド）をいいます。答申の理由を含む本答申書の詳細については、別添1及び別添2をご参照ください。

- ④ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

(変更前)

当社は、AGS FAS から受けた財務的見地からの助言、本株式価値算定書の内容、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が公正なものか否かについて、慎重に協議・検討をいたしました。

その結果、当社は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本取引が当社の企業価値の向上に資するものとともに、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は当社の株主の皆様にとって公正であり、本公開買付けは、株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

上記の当社取締役会においては、当社の取締役5名のうち、小池氏を除く4名が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員の一致により上記の決議を行っております。なお、上記取締役会には、当社の監査役3名全員が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

当社の取締役のうち小池氏は、リトルポンドの代表取締役であり、本公開買付け終了後も継続して当社の経営にあたる事が予定されていることから、利益相反の疑義を回避する観点から、当社取締役会における本公開買付けへの意見表明に係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、本取引に関し、当社の立場において丸の内キャピタル及び小池氏との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

(変更後)

当社は、AGS FAS から受けた財務的見地からの助言、本株式価値算定書の内容、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、5月27日付本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が公正なものか否かについて、慎重に協議・検討をいたしました。

その結果、当社は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本取引が当社の企業価値の向上に資するものである

とともに、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は当社の株主の皆様にとって公正であり、本公開買付けは、株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2026年5月28日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

その後、当社は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2026年6月30日開催の当社取締役会において、本買付条件変更を踏まえても、本公開買付けに賛同する旨の意見並びに当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決定しました。

上記のいずれの当社取締役会においても、当社の取締役5名のうち、小池氏を除く4名が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員の一致により上記の決議を行っております。なお、上記取締役会には、当社の監査役3名全員が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

当社の取締役のうち小池氏は、リトルポンドの代表取締役であり、本公開買付け終了後も継続して当社の経営にあたることが予定されていることから、利益相反の疑義を回避する観点から、当社取締役会における本公開買付けへの意見表明に係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、本取引に関し、当社の立場において丸の内キャピタル及び小池氏との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

⑥ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保 (変更前)

公開買付者は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が20営業日であるところ、公開買付期間を30営業日に設定しているとのことです。このように、公開買付期間を法定の最短期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することも企図しているとのことです。

(後略)

(変更後)

公開買付者は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が20営業日であるところ、公開買付期間を30営業日に設定しておりましたが、2026年6月30日、本買付条件変更に伴い、法令に基づき、公開買付期間を公開買付届出書の訂正届出書の提出日である2026年6月30日から起算して10営業日を経過した日にあたる2026年7月14日まで延長し、合計33営業日に変更しているとのことです。このように、公開買付期間を法定の最短期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することも企図しているとのことです。

(後略)

(4) 公開買付け後の組織再編等の方針 (変更前)

公開買付者は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本

公開買付けにより、当社株式の全て（但し、本不応募株式、BBT 所有株式（役員向け）及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、当社の株主を公開買付者及びリトルポンドのみとすることを目的とした本株式併合を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、本公開買付けの決済の完了後速やかに本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、当社に要請する予定とのことです。公開買付者は、当社の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日以降の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定であり、本臨時株主総会の開催時期は、現時点では、2026 年 8 月頃を予定しているとのことです。当社は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定です。なお、公開買付者及びリトルポンドは、本臨時株主総会において上記議案に賛成する予定とのことです。

本臨時株主総会において本株式併合の議案について承認された場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、当社の株主は、本臨時株主総会において承認された本株式併合の割合に応じた数の当社株式を所有することとなるとのことです。本株式併合をすることにより株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた当社の株主に対して、会社法第 235 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する当社株式を当社又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなるとのことです。当該端数の合計数に相当する当社株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様（公開買付者及びリトルポンドを除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた当社株式の数に乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを当社に要請する予定とのことです。また、当社株式の併合の割合は本日現在において未定ですが、公開買付者及びリトルポンドのみが当社株式の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様（公開買付者及びリトルポンドを除きます。）の所有する当社株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定するよう要請する予定とのことです。当社は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定です。

株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式併合により株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、会社法第 182 条の 4 及び第 182 条の 5 その他の関係法令の定めに従って、本公開買付けに応募しなかった当社の株主の皆様（公開買付者及びリトルポンドを除きます。）は、当社に対してその所有する株式のうち 1 株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買取を請求することができる旨及び裁判所に対して当社株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の当社株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

上記手続については、関係法令の改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があるとのことです。但し、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募しなかった当社の株主（公開買付者及びリトルポンドを除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法を採用する予定であり、その場合に当該当社の株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該当社の株主が所有していた当社株式の数に乗じた価格と同一になるよう算定する予定とのことです。

（後略）

（変更後）

公開買付者は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「④ 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本

公開買付けにより、当社株式の全て（但し、本不応募株式、BBT 所有株式（役員向け）及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、当社の株主を公開買付者及び本残存株主のみとすることを目的とした本株式併合を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、本公開買付けの決済の完了後速やかに本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、当社に要請する予定とのことです。公開買付者は、当社の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日以降の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定であり、本臨時株主総会の開催時期は、現時点では、2026 年 9 月頃を予定しているとのことです。当社は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定です。なお、公開買付者、本不応募合意株主及び本法定相続人は、本臨時株主総会において上記議案に賛成する予定とのことです。

本臨時株主総会において本株式併合の議案について承認された場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、当社の株主は、本臨時株主総会において承認された本株式併合の割合に応じた数の当社株式を所有することとなるとのことです。本株式併合をすることにより株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた当社の株主に対して、会社法第 235 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する当社株式を当社又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることになるとのことです。当該端数の合計数に相当する当社株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様（公開買付者及び本残存株主を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを当社に要請する予定とのことです。また、当社株式の併合の割合は本日現在において未定ですが、公開買付者及び本残存株主のみが当社株式の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様（公開買付者及び本残存株主を除きます。）の所有する当社株式の数が 1 株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定とのことです。当社は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定です。

株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式併合により株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、会社法第 182 条の 4 及び第 182 条の 5 その他の関係法令の定めに従って、本公開買付けに応募しなかった当社の株主の皆様（公開買付者及び本残存株主を除きます。）は、当社に対してその所有する株式のうち 1 株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して当社株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の当社株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

また、上記「(1) 公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、光通信グループは、本臨時株主総会の決議及び当社株式の上場廃止後、本株式併合の効力発生の直前までに本現物分配を実施する予定とのことです。

上記手続については、関係法令の改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があるとのことです。但し、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募しなかった当社の株主（公開買付者及び本残存株主を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法を採用する予定であり、その場合に当該当社の株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該当社の株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定とのことです。

（後略）

(6) 公開買付けに係る重要な合意
(変更前)

① 本取引基本契約

公開買付者は、リトルポンドとの間で、本日付で、本取引基本契約を締結しており、その概要は以下のとおりとのことです。なお、本日現在、本取引基本契約を除き、リトルポンドとの間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払いを除き、本公開買付けに際して付与される利益はないとのことです。

- (i) リトルポンドは、別途書面により合意した場合を除き、本不応募株式の全てについて、本公開買付けに応募しないこと。
- (ii) リトルポンドは、本取引基本契約締結日以降、本取引が完了するまでの間、いかなる公開買付者以外の第三者に対しても、又はいかなる公開買付者以外の第三者との間においても、直接又は間接に、本取引と実質的に競合、矛盾若しくは抵触し、若しくは本取引の実行を困難にし、又はそれらのおそれのある取引（以下「競合取引」といいます。）に関する提案、勧誘、情報提供、協議、交渉、合意又は取引の実行を一切行わず、公開買付者以外の第三者から競合取引の提案を受け、又はかかる提案が存在することを知った場合、速やかに（3営業日以内に）、公開買付者に対し、その旨及び当該提案の内容を通知し、公開買付者との間で対応につき誠実に協議すること。
- (iii) 本公開買付けの結果、公開買付者が当社株式の全て（本不応募株式、BBT 所有株式（役員向け）及び当社が所有する自己株式を除く。）を買い付けることができなかつた場合、公開買付者及びリトルポンドは、本公開買付けの成立を条件として、当社に対して本臨時株主総会の開催を要請し、当該議案に賛成の議決権を行使すること。
- (iv) 公開買付者及びリトルポンドは、当社をして、本自己株式取得を実施するために必要となる分配可能額の確保及び本自己株式取得のために必要となる資金の確保を目的として、（公開買付者が合理的に必要と判断する場合には）本第三者割当増資を実施させ、かつ本減資等を実施させること。
- (v) リトルポンドは、本減資等の効力発生日以降実務上可能な限り速やかに、本自己株式取得を通じて本自己株式取得価格で当社に売却すること。
- (vi) リトルポンドは、本自己株式取得が行われる日に、①本自己株式取得の対価として当社からリトルポンドに対して支払われる金銭の総額のうち一部の金額については、本自己株式取得時には支払わずに未払いの状態のまま維持すること、②本未払債務を当社から公開買付者が引受け、更に当該債務を公開買付者から公開買付者親会社が引受け、及び③本再出資において、リトルポンドが本未払債務を引受けた公開買付者親会社に対して、本未払債権を現物出資することにより、本再出資を行うこと。
- (vii) 公開買付者及びリトルポンドは、本再出資の実行日に、丸の内キャピタル3号ファンド及びリトルポンドの間で、本株主間契約を締結することを合意すること。

その他、本取引基本契約において、リトルポンド及び公開買付者による表明保証事項（注1）、公開買付者の義務（注2）、リトルポンドの義務（注3）、補償条項及びリトルポンドが上記（i）の不応募義務に違反した場合の違約金（注4）、契約の終了、本日正午までに限り行使することのできる解除権に関する規定、一般条項等が規定されているとのことです。また、本公開買付け開始に係る前提条件も規定されておりますが、かかる前提条件は、いずれも本日時点で充足されているとのことです。

- (注1) 本取引基本契約において、リトルポンドは、公開買付者に対して、リトルポンドに関して①設立及び存続、②契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④法令等との抵触の不存在、⑤許認可等の取得、⑥当社株式、⑦反社会的勢力との取引の不存在、⑧リトルポンドの本不応募株式の適法かつ有効な所有、並びに⑨倒産手続開始事由の不存在について表明及び保証を行っており、また、当社グループに関して、①設立及び存続、②有価証券報告書等の正確性、③重要な変更の不存在、④事業上重要な資産の適法かつ有効な所有及び対抗要件の具備、⑤

法令等の遵守、⑥事業上重要な契約の適法かつ有効な締結、⑦労働関連の法令等、及び当社グループの就業規則及び役職員との間の契約等に対する重大な違反の不存在、⑧公租公課の適正かつ適法な納付、⑨訴訟等又は重大なクレーム等の不存在、⑩当社グループの関連当事者取引の不存在、⑪未公表の重要事実の不存在、⑫反社会的勢力との取引の不存在、⑬情報開示、並びに⑭倒産手続開始事由の不存在について表明及び保証を、公開買付者は、①設立及び存続の有効性、②契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④法令等との抵触の不存在、⑤許認可等の取得、⑥反社会的勢力との取引の不存在、並びに⑦倒産手続開始事由の不存在について表明及び保証をそれぞれ行っているとのことです。

(注2) 本取引基本契約において、公開買付者は、大要、(a)本取引を適法かつ有効に実行するために法令等又は自らの定款その他の内部規則に基づき合理的に必要となる手続の履践義務及び(b)表明保証違反若しくは義務違反となるおそれがある事由又は本取引の遂行に重大な支障となり得る事由が発生又は判明した場合の通知義務を負担しているとのことです。

(注3) 本取引基本契約において、リトルポンドは、大要、(a) 本自己株式取得の実行時までの間、当社をして従前の慣行に従った通常の業務の範囲内においてその業務を行わせることに係る義務、(b) 本自己株式取得の実行までの間、公開買付者の合理的な要請に応じて、当社の株主として公開買付者及びそのアドバイザーに対して当社グループの情報にアクセスさせる義務、(c) 本自己株式取得の実行までの間、本不応募株式の譲渡、担保の設定若しくは提供又は処分及び当社の株式等の取得を行わず、これらの行為に関連して、第三者と合意を行い、第三者に対する取引の申込み若しくは申込みの勧誘を行い、又は第三者との協議若しくは交渉若しくは第三者に対する情報の提供を行わない義務、(d)本株式併合の手続の完了日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾を得ることなく、本不応募株式に係る株主権を行使しない義務、(e) 本自己株式取得の完了日より前の日を権利行使の基準日とする当社の株主総会が開催される場合、公開買付者の指示に従って議決権行使を行う義務、(f)自ら及びその株主をして、その保有するリトルポンドの株式等の全部又は一部について譲渡等を行わず又は行わせず、また、リトルポンドの資本構成、機関構成又は役員の変更その他の支配関係に変動を生じさせる一切の行為を行い、又は行わせない義務、(g)本取引を適法かつ有効に実行するために法令等又は自らの定款その他の内部規則に基づき合理的に必要となる手続の履践義務、(h)本取引を実行するための資金調達への協力義務、(i)表明保証違反若しくは義務違反となるおそれがある事由又は本取引の遂行に重大な支障となり得る事由が発生又は判明した場合の通知義務を負担しているとのことです。

(注4) 本取引基本契約において、リトルポンドは、上記(i)の不応募義務の義務に違反して、本公開買付けに対し、本不応募株式の全部又は一部を応募した場合は、リトルポンドは、違約金として、公開買付者に対し、リトルポンドが本公開買付けに応募した当社株式の数に本公開買付け価格を乗じた金額を支払う義務を負うものとされているとのことです。

(中略)

③ 本株主間契約（締結予定）

丸の内キャピタル3号ファンド及びリトルポンドは、本再出資の実行日付で、公開買付者親会社及び当社の組織・運営及び株式の取扱い等に関して、当社の取締役の過半数を丸の内キャピタル3号ファンドが指名し、当初の代表取締役会長を小池氏とすること、リトルポンドの所有する公開買付者親会社株式の譲渡制限、丸の内キャピタル3号ファンドによる公開買付者親会社株式の第三者への譲渡時における丸の内キャピタル3号ファンドの一括売却請求権及びリトルポンドの共同売却請求権、リトルポンドによる丸の内キャピタル3号ファンドに対する本再出資時における1株当たりの払込価額と同額での公開買付者親会社株式の売却請求権を含む株主間契約（以下「本株主間契約」といいます。）を締結する予定とのことです。なお、詳細な条件は今後協議により決定する予定とのことです。

(変更後)

① 本取引基本契約（リトルポンド）

公開買付者は、本買付条件変更を踏まえて、2026年5月28日付で、当社の筆頭株主であるリトルポンドとの間で締結した取引基本契約に規定していた条件の一部を変更するために、リトルポンドとの間で、2026年6月30日付で、改めて本取引基本契約（リトルポンド）を締結しており、その概要は以下のとおりとのことです。なお、本日現在、本取引基本契約（リトルポンド）を除き、リトルポンドとの間で本取引に関する合意は締結されておらず、本自己株式取得価格（リトルポンド）の支払いを除き、本公開買付けに際して付与される利益はないとのことです。

(i) リトルポンドは、別途書面により合意した場合を除き、本不応募株式（リトルポンド）の全てについて、本公開買付けに応募しないこと。

(ii) リトルポンドは、本取引基本契約（リトルポンド）締結日以降、本取引が完了するまでの間、いかなる公開買付者以外の第三者に対しても、又はいかなる公開買付者以外の第三者との間においても、直接又は間接に、本取引と実質的に競合、矛盾若しくは抵触し、若しくは本取引の実行を困難にし、又はそれらのおそれのある取引（以下「競合取引」といいます。）に関する提案、勧誘、情報提供、協議、交渉、合意又は取引の実行を一切行わず、公開買付者以外の第三者から競合取引の提案を受け、又はかかる提案が存在することを知った場合、速やかに（3営業日以内に）、公開買付者に対し、その旨及び当該提案の内容を通知し、公開買付者との間で対応につき誠実に協議すること。

(iii) 本公開買付けの結果、公開買付者が当社株式の全て（本不応募株式、BBT 所有株式（役員向け）及び当社が所有する自己株式を除く。）を買い付けることができなかつた場合、公開買付者及びリトルポンドは、本公開買付けの成立を条件として、当社に対して本臨時株主総会の開催を要請し、当該議案に賛成の議決権を行使すること。

(iv) 本株式併合における併合比率についてHTIOが保有する当社株式について生じる端数を可及的に小さくすること。

(v) 公開買付者及びリトルポンドは、当社をして、本自己株式取得を実施するために必要となる分配可能額の確保及び本自己株式取得のために必要となる資金の確保を目的として、（公開買付者が合理的に必要と判断する場合には）本第三者割当増資を実施させ、かつ本減資等を実施させること。

(vi) リトルポンドは、本減資等の効力発生日以降実務上可能な限り速やかに、本自己株式取得（リトルポンド）を通じて本自己株式取得価格（リトルポンド）で当社に売却すること。

(vii) リトルポンドは、本自己株式取得（リトルポンド）が行われる日に、①本自己株式取得（リトルポンド）の対価として当社からリトルポンドに対して支払われる金銭の総額のうち一部の金額については、本自己株式取得（リトルポンド）時には支払わずに未払いの状態のまま維持すること、②本未払債務を当社から公開買付者が引受け、更に当該債務を公開買付者から公開買付者親会社が引受け、及び③本再出資において、リトルポンドが本未払債務を引受けた公開買付者親会社に対して、本未払債権を現物出資することにより、本再出資を行うこと。

(viii) 公開買付者及びリトルポンドは、本再出資の実行日に、丸の内キャピタル3号ファンド及びリトルポンドの間で、本株主間契約を締結することを合意すること。

(ix) 当該取引基本契約の締結をもって、2026年5月28日付で公開買付者とリトルポンドとの間で締結していた取引基本契約を合意解除すること。

その他、本取引基本契約（リトルポンド）において、リトルポンド及び公開買付者による表明保証事項（注1）、公開買付者の義務（注2）、リトルポンドの義務（注3）、補償条項及びリトルポンドが上記（i）の不応募義務に違反した場合の違約金（注4）、契約の終了（注5）、一般条項等が規定されているとのことです。

- (注1) 本取引基本契約（リトルポンド）において、リトルポンドは、公開買付者に対して、リトルポンドに関して①設立及び存続、②契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④法令等との抵触の不存在、⑤許認可等の取得、⑥当社株式、⑦反社会的勢力との取引の不存在、⑧リトルポンドの本不応募株式（リトルポンド）の適法かつ有効な所有、並びに⑨倒産手続開始事由の不存在について表明及び保証を行っており、また、当社グループに関して、①設立及び存続、②有価証券報告書等の正確性、③重要な変更の不存在、④事業上重要な資産の適法かつ有効な所有及び対抗要件の具備、⑤法令等の遵守、⑥事業上重要な契約の適法かつ有効な締結、⑦労働関連の法令等、及び当社グループの就業規則及び役職員との間の契約等に対する重大な違反の不存在、⑧公租公課の適正かつ適法な納付、⑨訴訟等又は重大なクレーム等の不存在、⑩当社グループの関連当事者取引の不存在、⑪未公表の重要事実の不存在、⑫反社会的勢力との取引の不存在、⑬情報開示、並びに⑭倒産手続開始事由の不存在について表明及び保証を、公開買付者は、①設立及び存続の有効性、②契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④法令等との抵触の不存在、⑤許認可等の取得、⑥反社会的勢力との取引の不存在、並びに⑦倒産手続開始事由の不存在について表明及び保証をそれぞれ行っているとのことです。
- (注2) 本取引基本契約（リトルポンド）において、公開買付者は、大要、(a)本取引を適法かつ有効に実行するために法令等又は自らの定款その他の内部規則に基づき合理的に必要となる手続の履践義務及び(b)表明保証違反若しくは義務違反となるおそれがある事由又は本取引の遂行に重大な支障となり得る事由が発生又は判明した場合の通知義務を負担しているとのことです。
- (注3) 本取引基本契約（リトルポンド）において、リトルポンドは、大要、(a) 本自己株式取得（リトルポンド）の実行時までの間、当社をして従前の慣行に従った通常の業務の範囲内においてその業務を行わせることに係る義務、(b) 本自己株式取得（リトルポンド）の実行までの間、公開買付者の合理的な要請に応じて、当社の株主として公開買付者及びそのアドバイザーに対して当社グループの情報にアクセスさせる義務、(c) 本自己株式取得（リトルポンド）の実行までの間、本不応募株式（リトルポンド）の譲渡、担保の設定若しくは提供又は処分及び当社の株式等の取得を行わず、これらの行為に関連して、第三者と合意を行い、第三者に対する取引の申込み若しくは申込みの勧誘を行い、又は第三者との協議若しくは交渉若しくは第三者に対する情報の提供を行わない義務、(d)本株式併合の手続の完了日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾を得ることなく、本不応募株式（リトルポンド）に係る株主権を行使しない義務、(e) 本自己株式取得（リトルポンド）の完了日より前の日を権利行使の基準日とする当社の株主総会が開催される場合、公開買付者の指示に従って議決権行使を行う義務、(f)自ら及びその株主をして、その保有するリトルポンドの株式等の全部又は一部について譲渡等を行わず又は行わせず、また、リトルポンドの資本構成、機関構成又は役員の変更その他の支配関係に変動を生じさせる一切の行為を行い、又は行わせない義務、(g)本取引を適法かつ有効に実行するために法令等又は自らの定款その他の内部規則に基づき合理的に必要となる手続の履践義務、(h)本取引を実行するための資金調達への協力義務、(i)表明保証違反若しくは義務違反となるおそれがある事由又は本取引の遂行に重大な支障となり得る事由が発生又は判明した場合の通知義務を負担しているとのことです。
- (注4) 本取引基本契約（リトルポンド）において、リトルポンドは、上記(i)の不応募義務の義務に違反して、本公開買付けに対し、本不応募株式（リトルポンド）の全部又は一部を応募した場合は、リトルポンドは、違約金として、公開買付者に対し、リトルポンドが本公開買付けに応募した当社株式の数に本公開買付価格を乗じた金額を支払う義務を負うものとされているとのことです。
- (注5) 本取引基本契約（リトルポンド）において、(a)契約当事者の書面による合意、(b)本公開買付けの撤回又は不成立、(c)リトルポンドによる本取引基本契約（リトルポンド）に反した本公開買付けへの応募があった場合、契約は終了するものとされているとのことです。

(中略)

③ 本株主間契約（締結予定）

丸の内キャピタル3号ファンド及びリトルポンドは、本再出資の実行日付で、公開買付者親会社及び当社の組織・運営及び株式の取扱い等に関して、当社の取締役の過半数を丸の内キャピタル3号ファンドが指名し、当初の代表取締役会長を小池氏とすること、リトルポンドの所有する公開買付者親会社株式の譲渡制限、丸の内キャピタル3号ファンドによる公開買付者親会社株式の第三者への譲渡時における丸の内キャピタル3号ファンドの一括売却請求権及びリトルポンドの共同売却請求権、リトルポンドによる丸の内キャピタル3号ファンドに対する本再出資時における1株当たりの払込価額と同額での公開買付者親会社株式の売渡請求権を含む株主間契約（以下「本株主間契約」といいます。）を締結する予定とのことです。なお、詳細な条件は今後協議により決定する予定とのことです。

④ 本取引基本契約（光通信グループ）

公開買付者は、本不応募合意株主（光通信グループ）及びHTIOとの間で、2026年6月30日付で、本取引基本契約（光通信グループ）を締結しており、その概要は以下のとおりとのことです。なお、本日現在、本取引基本契約（光通信グループ）を除き、本不応募合意株主（光通信グループ）及びHTIOとの間で本取引に関する合意は締結されておらず、本自己株式取得価格（光通信グループ）及び本公開買付価格の支払いを除き、本公開買付けに際して付与される利益はないとのことです。

(i) 本不応募合意株主（光通信グループ）は、別途書面により合意した場合を除き、本不応募株式（光通信グループ）の全てについて、本公開買付けに応募しないこと。

(ii) 本不応募合意株主（光通信グループ）及びHTIOは、本取引基本契約（光通信グループ）締結日以降、本取引が完了するまでの間、いかなる公開買付者以外の第三者に対しても、又はいかなる公開買付者以外の第三者との間においても、競合取引に関する提案、勧誘、情報提供、協議、交渉、合意又は取引の実行を一切行わず、公開買付者以外の第三者から競合取引の提案を受け、又はかかる提案が存在することを知った場合、速やかに（3営業日以内に）、公開買付者に対し、その旨及び当該提案の内容を通知し、公開買付者との間で対応につき誠実に協議すること。

(iii) 本公開買付けの決済の開始日後かつ2026年9月24日以降、本株式併合の効力発生日の前日までに、本現物分配を適法かつ有効に実施すること。

(iv) 本公開買付けの結果、公開買付者が当社株式の全て（本不応募株式、BBT所有株式（役員向け）及び当社が所有する自己株式を除く。）を買い付けることができなかった場合、公開買付者及び本不応募合意株主（光通信グループ）は、本公開買付けの成立を条件として、当社に対して本臨時株主総会の開催を要請し、当該議案に賛成の議決権を行使すること。

(v) 本株式併合における併合比率についてをHTIOが保有する当社株式について生じる端数を可及的に小さくすること。

(vi) 公開買付者は、当社をして、本自己株式取得を実施するために必要となる分配可能額の確保及び本自己株式取得のために必要となる資金の確保を目的として、（公開買付者が合理的に必要と判断する場合には）本第三者割当増資を実施させ、かつ本減資等を実施させること。

(vii) HTIOは、本減資等の効力発生日以降実務上可能な限り速やかに、本自己株式取得（光通信グループ）を通じて本自己株式取得価格（光通信グループ）で当社に売却すること。

その他、本取引基本契約（光通信グループ）において、本不応募合意株主（光通信グループ）、HTIO及び公開買付者による表明保証事項（注1）、公開買付者の義務（注2）、本不応募合意株主（光通信グループ）及びHTIOの義務（注3）、補償条項、契約の終了及び解除事由（注4）、一般条項等が規定されているとのことです。

（注1）本取引基本契約（光通信グループ）において、本不応募合意株主（光通信グループ）及びHTIOは、公開買付者に対して、①設立及び存続、②契約の締結及び履行、③強制執行可能性、

④法令等との抵触の不存在、⑤許認可等の取得、⑥反社会的勢力との取引の不存在、⑦本不応募合意株主（光通信グループ）の本不応募株式（光通信グループ）の適法かつ有効な所有、⑧倒産手続開始事由の不存在、⑨本現物分配の金融商品取引法上の適法性、⑩情報開示について表明及び保証を行っているとのことです。また、公開買付者は、本不応募合意株主（光通信グループ）及びHTIOに対して、①設立及び存続の有効性、②契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④法令等との抵触の不存在、⑤許認可等の取得、⑥反社会的勢力との取引の不存在、及び⑦倒産手続開始事由の不存在について表明及び保証を行っているとのことです。

(注2) 本取引基本契約（光通信グループ）において、公開買付者は、大要、(a)本取引を適法かつ有効に実行するために法令等又は自らの定款その他の内部規則に基づき合理的に必要となる手続の履践義務及び(b)表明保証違反若しくは義務違反となるおそれがある事由又は本取引の遂行に重大な支障となり得る事由が発生又は判明した場合の通知義務を負担しているとのことです。

(注3) 本取引基本契約（光通信グループ）において、本不応募合意株主（光通信グループ）及びHTIOは、大要、(a) 本自己株式取得（光通信グループ）の実行時までの間、当社をして従前の慣行に従った通常の業務の範囲内においてその業務を行わせることに係る義務、(b) 本自己株式取得（光通信グループ）の実行までの間、本不応募株式（光通信グループ）の譲渡、担保の設定若しくは提供又は処分及び当社の株式等の取得を行わず、これらの行為に関連して、第三者と合意を行い、第三者に対する取引の申込み若しくは申込みの勧誘を行い、又は第三者との協議若しくは交渉若しくは第三者に対する情報の提供を行わない義務、(c) 本株式併合の手続の完了日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾を得ることなく、本不応募株式（光通信グループ）に係る株主権を行使しない義務、(d) 本自己株式取得（光通信グループ）の完了日より前の日を権利行使の基準日とする当社の株主総会が開催される場合、公開買付者の指示に従って議決権行使を行う義務、(e) 本取引を適法かつ有効に実行するために法令等又は自らの定款その他の内部規則に基づき合理的に必要となる手続の履践義務、(f) 本取引を実行するための資金調達への協力義務、(g) 表明保証違反若しくは義務違反となるおそれがある事由又は本取引の遂行に重大な支障となり得る事由が発生又は判明した場合の通知義務を負担しております。

(注4) 本取引基本契約（光通信グループ）において、(a) 契約当事者の書面による合意があった場合、(b) 本公開買付けの撤回又は不成立の場合、(c) 2026年7月9日までの本買付条件変更の不実施の場合には契約は終了するものとされており。また、本不応募株主（光通信グループ）による本公開買付けへの応募があった場合に公開買付者は解除することができるとされており。

(7) その他公開買付けに関する重要な事項

(変更前)

本取引の一環として、本公開買付け成立後の本株式併合の効力発生後、本第三者割当増資及び本減資等を予定しているほか（但し、本第三者割当増資は、本減資等のみで当社が本自己株式取得を行うための資金及び分配可能額を確保することが可能な場合には、実施しない可能性があるとのことです。）、本自己株式取得により当社が本不応募株式を取得する予定であり、リトルポンドは公開買付者親会社に本再出資を行う予定とのことです。なお、これらの事項に関する詳細については、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」をご参照ください。

(変更後)

本取引の一環として、本公開買付け成立後の本株式併合の効力発生後、本第三者割当増資及び本減資等を予定しているほか（但し、本第三者割当増資は、本減資等のみで当社が本自己株式取得を行うため

の資金及び分配可能額を確保することが可能な場合には、実施しない可能性があるとのことです。)、本自己株式取得（リトルポンド）により当社が本不応募株式（リトルポンド）を、また本自己株式取得（光通信グループ）により当社が本不応募株式（光通信グループ）の一部をそれぞれ取得する予定であり、リトルポンドは公開買付者親会社に本再出資を行う予定とのことです。また、光通信グループは、本臨時株主総会の決議及び当社株式の上場廃止後、本株式併合の効力発生の直前までに本現物分配を実施する予定とのことです。なお、これらの事項に関する詳細については、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」をご参照ください。

9. MBO等に関する事項

(2) 本取引が一般株主にとって公正であることに関する特別委員会の意見 (変更前)

当社は、上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び意見（答申書）の取得」のとおり、本公開買付けを含む本取引が当社の一般株主にとって公正なものであることに関して本特別委員会から本答申書の提出を受けております。本答申書の詳細は別添1をご参照ください。

(変更後)

当社は、上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び意見（答申書）の取得」のとおり、本公開買付けを含む本取引が当社の一般株主にとって公正なものであることに関して本特別委員会から本答申書の提出を受けております。本答申書の詳細は別添1 及び別添2をご参照ください。

(参考)
(変更前)

本答申書（別添1）

(変更後)

5月27日付本答申書（別添1）

6月29日付本追加答申書（別添2）

以上

追 加 答 申 書

オリコン株式会社 御中

2026年6月29日

オリコン株式会社 特別委員会

委員長 藤原 誠司

委員 森川 幸

委員 石島 徹

第1 本特別委員会に対する諮問事項

当社及び本特別委員会は、2026年6月25日、公開買付者から、①本公開買付けにつき、本公開買付価格を1,332円から1,370円、買付予定数を8,211,375株（所有割合：63.10%）から5,678,975株（所有割合：43.64%）、買付予定数の下限を3,903,300株（所有割合：29.99%）から1,074,300株（所有割合：8.25%）、公開買付期間を2026年7月14日まで延長し、合計30営業日から合計33営業日に、それぞれ変更すること（以下「**本買付条件変更**」という。）、また、②本自己株式取得（光通信グループ）（以下に定義する。）を本自己株式取得価格（光通信グループ）（以下に定義する。）1,233円にて行うことについて提案を受けた（本買付条件変更を含む本取引の変更内容は、特段の記載のない限り、2026年6月29日付の「（修正）公開買付けの条件変更に係る提案書」と題する書面により修正された内容を含む。）。

公開買付者は、2026年6月30日付で、小池尚子氏（故人）の法定相続人である

小池恒氏、小池秀効氏及び小池結実氏（以下、総称して「**本法定相続人**」という、）から、小池尚子氏（故人）が所有していた当社株式296,600株（所有割合：2.28%。以下「**本相続株式**」という。）の全てについて本公開買付けに応募しない旨及び本相続株式につき本臨時株主総会において本株式併合に関連する各議案に賛成する旨の議決権の行使（以下「**本議決権行使**」という。）を行う旨の誓約書（以下「**本誓約書（法定相続人）**」という。）の提出を受け、また、2026年6月30日付で、光通信(株)、UH Partners 2、UH Partners 3、光通信KK及びエスアイエル（以下、総称して「**本不応募合意株主（光通信グループ）**」という。）並びにHIKARI TSUSHIN INVESTMENTS OKINAWA株式会社（以下「**HTIO**」といい、本不応募合意株主（光通信グループ）及びHTIOを総称して「**光通信グループ**」という。）との間で、①本不応募合意株主（光通信グループ）が所有する当社株式（以下「**本不応募株式（光通信グループ）**」という。）の全てについて本公開買付けに応募しないこと、②本臨時株主総会において本不応募株式（光通信グループ）につき本議決権行使を行うこと、③本臨時株主総会における本株式併合に係る議案の承認及び当社株式の上場廃止後、本株式併合の効力発生の直前までに、本不応募合意株主（光通信グループ）がHTIOに対して本不応募株式（光通信グループ）の一部（2,333,576株、所有割合：17.93%）を現物配当（以下「**本現物配当**」という。）を実施すること、並びに④HTIOが本現物配当により取得する本不応募株式（光通信グループ）の一部（2,333,576株、所有割合：17.93%）を当社が自己株式として取得すること（以下「**本自己株式取得（光通信グループ）**」といい、本自己株式取得（光通信グループ）における当社株式1株当たりの取得価格を「**本自己株式取得価格（光通信グループ）**」という。）により取得すること等を内容とする取引基本契約（以下「**本取引基本契約（光通信グループ）**」という。）を締結する予定である。

本特別委員会は、2026年6月25日、当社より、本買付条件変更を含む本取引の

変更内容を前提として、2026年5月27日付答申書（以下「**5月27日付答申書**」という。）により当社取締役会に答申した賛同・応募推奨意見について、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を答申することを求められた。

なお、本追加答申書で使用される用語は、特段の記載のない限り、5月27日付答申書で用いられたものと同様の意味を有し、本追加答申書は5月27日付答申書記載の留保事項及び限定事項に服するものとする。但し、5月27日付答申書において、「本公開買付価格」とは、本買付条件変更前の本公開買付価格をいい、「本自己株式取得」とは「本自己株式取得（リトルポンド）」をいうものとし、本追加答申書において、「本公開買付価格」は、本買付条件変更後の本公開買付価格をいい、「本自己株式取得」は「本自己株式取得（リトルポンド）」及び「本自己株式取得（光通信グループ）」を総称していうものとする。

第2 本特別委員会の検討体制等

1 本特別委員会の開催等

本特別委員会は、2026年6月25日に委員会を開催し、本買付条件変更を含む本取引の変更内容に関する審議を行った。なお、委員会の開催に先立ち、また、本追加答申書の承認に至るまでの間、電子メール等を通じて報告・情報共有、審議及び意思決定等を行った。その結果、本特別委員会は、本追加答申書作成日において、委員3名全員の一致をもって、本追加答申書を承認した。

2 公表されている関連資料等の検討

本特別委員会は、当社による2026年6月30日付「(変更)『MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ』の一部変更について」(以下「**本変更プレスリリース**」という。)のドラフト、本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書のドラフト、その他公表されている関連書類を含む本特別委員会における検討のた

めに合理的に必要又は適切と考えた書類等を検討した。

3 質疑応答の実施

本特別委員会は、本買付条件変更を含む本取引の変更内容について検討するため、以下の事項を含むヒアリング、質疑応答等を追加的に実施した。

ア 当社及びAGS FASから、本公開買付けの公表後の当社株式に係る市場株価の動向、本買付条件変更を含む本取引の変更内容、本株式価値算定書の前提とされた当社の事業計画の変更の有無、及び本自己株式取得価格（光通信グループ）の設定方法について説明を受け、質疑応答を実施した。

イ 当社及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本公開買付け成立後の本株式併合に係る議案の可決の見通し、強圧性の有無、本取引に係る手続の公正性及び本変更プレスリリースのドラフト内容について説明を受け、質疑応答を実施した。

第3 本特別委員会の意見

本買付条件変更を含む本取引の変更内容を前提としても、本特別委員会が5月27日付答申書により当社取締役会に答申した各意見は維持するのが相当であり、本公開買付けへの賛同意見及び当社株主への応募推奨意見に変更はない。

第4 意見の理由の概要及び検討内容について

1 本取引の目的は合理的と認められるか（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）

本特別委員会は、当社に対して、本公開買付けの公表後に生じた各種事象についての説明を求めた。これに対して、当社から、本特別委員会に対して、

①当社が作成した本事業計画の内容に変更は生じていないこと、②2026年5月28日以降、当社の企業価値に重大な影響を与える重要な状況変化は発生していないこと、③本買付条件変更を含む本取引の変更内容は、本公開買付けの成立の確度を高めることを目的とするものであり、本取引の目的に影響を与えるものではないこと、④本買付条件変更により本公開買付価格が1,332円から1,370円に引き上げられること、⑤本買付条件変更が当社の事業運営に悪影響を生じさせないこと等について説明があった。

本特別委員会は、これらについて慎重に議論した結果、当社の説明に不合理な点は見当たらず、本買付条件変更を含む本取引の変更内容は、本取引の目的に影響を与えるものではなく、2026年5月28日以降、当社の業況や本取引を取り巻く環境に重大な変化は生じていないことから、本買付条件変更は、当社の企業価値向上に資すると考えられる本取引の実現可能性を高めるとともに、当社の一般株主に対して、本買付条件変更前よりも高い価格で当社株式を売却する機会を提供する観点で望ましいものであると判断した。

以上より、本特別委員会は、本取引が当社の企業価値向上に資すると認められ、本取引の目的は正当であり、かつ、合理的であるとの5月27日付答申書における意見を維持するのが相当であると判断した。

2 本取引の取引条件の公正性・妥当性が確保されているか（買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引の条件が公正なものとなっているかを含む。）

(1) 本公開買付価格の水準

本買付条件変更は、本公開買付価格を1株当たり1,332円から1,370円に引き上げるものであり、当社の一般株主に対して、本買付条件変更前よりも高い価格で当社株式を売却する機会を提供するものであると評価できる。

また、2026年5月27日以降、当社が作成した本事業計画に変更はなく、本

事業計画を基礎として第三者算定機関であるAGS FASが作成した本株式価値算定書は引き続き有効であると考えられ、2026年5月28日以降、当社の企業価値に影響を与えるような重要な状況の変化は発生していないため、本取引の公表後も当社の本源的価値に変更はないものと考えられる。

以上より、本特別委員会は、AGS FASからの助言を受け、本公開買付価格が当社の一般株主にとって財務的見地から妥当であるとの5月27日付答申書における意見を維持するのが相当であると判断した。

(2) 本自己株式取得価格（光通信グループ）の妥当性

公開買付者によれば、本自己株式取得価格（光通信グループ）は、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用される法人であるHTIOが本自己株式取得（光通信グループ）に応じた場合の税引後手取り額として計算される金額が、仮にHTIOが本公開買付けに応募した場合の本公開買付価格1,370円の税引後手取り額として計算される金額と同額以下となるよう設定されており、本公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させることを企図したもののことである。

本特別委員会は、これについて慎重に議論した結果、公開買付者の説明に不合理な点は見当たらず、かかる価格設定により、株主間の実質的な公平を維持したまま、本公開買付価格を増額し、その分一般株主の利益を増加させることが可能となると判断した。

以上を踏まえ、本特別委員会は、本自己株式取得価格（光通信グループ）は、本公開買付価格の最大化と株主間の公平性の確保に資するものであり、本取引の条件の公正性・妥当性を損なうものではないと判断した。

(3) 結論

以上より、本特別委員会は、本公開買付価格が、当社の本源的価値を適切

に反映した妥当な価格であり、本自己株式取得価格（光通信グループ）その他の取引条件を踏まえても、本取引の取引条件は公正かつ妥当であるとの5月27日付答申書における意見を維持するのが相当であると判断した。

3 取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているか

(1) 強圧性の排除

ア 本買付予定数の下限の引下げ及び本株式併合の実現可能性

本買付条件変更による買付予定数の下限の引下げは、本法定相続人から、本相続株式296,600株（所有割合：2.28%）の全てについて本公開買付けに応募しない旨及び本臨時株主総会において本相続株式につき本議決権行使を行う旨の本誓約書（法定相続人）の提出を受け、また、本不応募合意株主（光通信グループ）との間で、本不応募株式（光通信グループ）2,532,400株（所有割合：19.46%）の全てについて本公開買付けに応募しない旨及び本臨時株主総会において本不応募株式（光通信グループ）につき本議決権行使を行う旨等を合意したことを踏まえたものとのことである。

すなわち、本買付条件変更後の買付予定数の下限である1,074,300株に、本相続株式296,600株及び本不応募株式（光通信グループ）2,532,400株を合算した株式数は3,903,300株となり、従前の買付予定数の下限と同数となることから、本公開買付けが成立した場合には、本相続株式及び本不応募株式（光通信グループ）につき本議決権行使が行われることを前提として、本臨時株主総会における本株式併合に係る議案の可決の見通しは、本買付条件変更前と比較しても変更はないと考えられる。

したがって、本買付予定数の下限の引下げは、本公開買付けの成立の確度を高めるための合理的な変更であり、本公開買付けが成立したにもかかわらず当社株式の非公開化が実現されない可能性を高めるものではないと考えられる。

イ 株主に対する情報開示及び応募判断の機会の確保

本買付条件変更については、本変更プレスリリース等により充実した情報開示が行われる予定であり、本公開買付けにおいては、引き続き一般株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会が確保される予定である。

また、本買付条件変更に伴い、公開買付期間は2026年7月14日まで延長され、合計33営業日となることから、一般株主に対して、本買付条件変更を踏まえた応募判断の機会が確保されているものと考えられる。

ウ 小括

上記のとおり、本買付予定数の下限の引下げは、本公開買付けの成立の確度を高めるための合理的な変更であり、本公開買付けが成立したにもかかわらず当社株式の非公開化が実現されない可能性を高めるものではなく、一般株主に対して本公開買付けへの応募を事実上強制するような強圧性を生じさせるものではないと考えられる。

さらに、本買付条件変更後も引き続き本公開買付けに応募しない株主に株式買取請求権又は価格決定申立権が確保されないスキームは採用されておらず、本公開買付けが成立した場合に当社株式の非公開化が実現されない可能性は相当程度低いと認められ、かつ当社の株主に対し詳細な開示が予定されていることに加え、一般株主に対して、本買付条件変更を踏まえた応募判断の機会が確保されていることにも鑑みれば、本買付条件変更後においても強圧性は排除されているものと考えられる。

(2) その他の手続

本特別委員会が5月27日付答申書で指摘した、(i)独立した外部専門家からの専門的助言等の取得、(ii)特別委員会の設置及び特別委員会による協議・

交渉への関与、(iii)本取引の交渉過程における特別利害関係人の不関与、(iv)本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保、(v)マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定に関する事項の各項目の内容について、判断の基礎とした事実は本追加答申書作成日時点においても変更されていない。

したがって、本特別委員会は、本買付条件変更を含む本取引の変更内容を踏まえても、本取引において当社の一般株主の利益に配慮した適切な公正性担保措置が講じられており、本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続は公正であるとの5月27日付答申書における意見を維持するのが相当であると判断した。

4 上記を踏まえ、本取引は当社の一般株主にとって公正であると考えられるか

上記1から3において検討したとおり、本買付条件変更を含む本取引の変更内容を踏まえても、本取引の目的は正当かつ合理的であり、本取引の取引条件は公正かつ妥当であり、かつ、本取引に係る手続の公正性は確保されているとの5月27日付答申書における本特別委員会の判断に変更はない。

また、上記1から3において検討した諸事項以外の点に関して、本特別委員会において、本公開買付けを含む本取引が当社の一般株主にとって公正なものではないと考えられる事情は、5月27日付答申書の提出以降も見当たっていない。

上記を踏まえ、本取引が当社の一般株主に及ぼす影響を慎重に検討した結果、本取引は、当社の一般株主にとって公正である旨の5月27日付答申書における意見を維持するのが相当であると判断した。

5 当社取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨することの是非

本特別委員会は、上記1から4までのとおり、①本買付条件変更を含む本取

引の変更内容を踏まえても、本取引は当社の企業価値向上に資すると認められ、本取引の目的は正当かつ合理的であること、②本取引においては適切な公正性担保措置が講じられており、本買付予定数の下限の引下げを踏まえても強圧性は排除されており、本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続は公正であること、③本公開買付価格は当社の本源的価値を適切に反映した妥当な価格であり、本自己株式取得価格（光通信グループ）その他の取引条件を踏まえても、本取引の取引条件は当社の一般株主にとって公正かつ妥当であると判断できること、④本公開買付けは、当社の一般株主に対して、本買付条件変更前よりも高い価格で当社株式を売却する機会を提供する観点で望ましいものであることなどから、当社の取締役会が本公開買付けに対して賛同表明をすることについて首肯でき、また、当社取締役会は当社株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行うことが相当であるとの5月27日付答申書における意見を維持するのが相当であると判断した。

以 上